



日時：2015 年 10 月 28 日 10:00～17:00
場所：〒160-0023 東京都新宿区西新宿 7-4-4 武蔵ビル 6F 新宿ビジネスルーム
出席者：30 名（うち規格策定グループ 9 名、FSC ジャパン 1 名）

原則 5 附則 C：生態系サービス*に関する追加要求事項

規格策定者への指示：規格策定者は附則 C の一覧のすべての指標を採用することが望ましい。

生態系サービスの認証にはこの規格内の他のすべての要求事項が依然として適用される。生態系サービスの主張をし、支払いを受けるのは任意である。この附則および付随する規範文書、ガイダンス文書には、より良い市場アクセスを得、生態系サービスの支払いを得るための宣伝の根拠として、生態系サービスの維持を認証するための要求事項と方法の説明が記載されている。

環境価値のための管理およびモニタリング活動と、生態系サービスのためのそれらとは重なる部分がある。組織が、生態系サービスの維持および/または向上についての FSC 広告宣伝主張をする際は、その主張の信頼性と影響の実証性を確かなものにするため、管理とモニタリングに関する追加要求事項が適用されなければならない。

「生態系サービスの維持と向上についての FSC ガイダンス」（作成予定）は、生態系サービスの維持、向上のための生態系サービスの特定、管理方策と活動へのガイダンスを示している。

「森林管理の生態系サービスへ与える影響の評価のための FSC 手順」（作成予定）には、生態系サービスの維持および/または向上するための活動の成果と影響を評価するための要求事項について説明されている。この手順はまた、FSC 商標の要求事項に従い、影響評価の結果がどのように組織による生態系サービスの FSC 広告宣伝主張の根拠として使われるべきかを説明している。

規格策定者は、国または地域レベルでの指標の作成の土台として、以下の一般指標を使用しなければならない。

国際標準指標(IGI)	国内指標案	コメント	討論会での意見
I. 一般指標 1) 管理区画から提供されるあらゆる生態系サービスが特定され、それらの維持、向上、及び利用に関する諸事項が文書として作成され、公開されている。これら生態系サービスの記述内容の具体例を以下に示す。： i. 広報で効果が謳われている、もしくはその予定である生態系サービスの特定。 ii. 当該生態系サービス*の現在の状況の記述。 iii. 管理、利用するおよび/または支払を受け取るための法的*保有権*。 iv. 維持および/または向上に関する管理目的*。 v. 当該生態系サービス*の維持および/または向上についての検証可能な達成目標*。 vi. 当該生態系サービス*に関する管理活動と方策。 vii. 当該生態系サービス*に貢献する管理区画*内外の区域。 viii. 管理区画*内外に存在する、生態系サービス*への脅威。 ix. 管理区画*内外に存在する、効果を謳われた生態系サービス*への脅威を低減するための管理活動の記述。	全て採用		

x. 効果を謳っている管理区画*内外の生態系サービス*に対する、管理活動の影響を評価するための方法の記述。これは森林管理の生態系サービスへ与える影響の評価のための FSC 手順に基づく。 xi. 当該生態系サービスを維持、向上させるために行われている管理活動と方策に関するモニタリング結果の記述。 xii. 当該生態系サービス*への脅威および管理活動の影響評価結果の記述。 xiii. 当該活動に関わる地域社会とその他組織の一覧。 xiv. 先住民族*及び地域社会*との慣習に合った方法での協議*の概要。これには原則 3 と原則 4 に則り、生態系サービス*へのアクセス、利用、および便益共有が含まれる。			
2) 影響評価の結果は、効果が謳われている生態系サービス*の維持および/または向上のための検証可能な達成目標*が満たされているか、それ以上の効果をあげていることを示している。	全て採用		
3) 影響評価結果は、管理活動が管理区画*内外の、効果が謳われている生態系サービス*に対して悪影響を与えていないことを示している。	全て採用		

規格策定者への指示：各特定の宣言された生態系サービスにつき、以下の管理指標を国または地域レベルでの指標作成の土台として使用しなければならない。

II. 管理指標 A. すべてのサービス 1) 生態系サービス*のすべてについて管理指標は以下を含む： i. 泥炭地*は排水されない。 ii. 湿地*、泥炭地*、サバンナ、自然草原*は人工林*やその他のいかなる土地利用へも転換されない。 iii. 以下の場合を除き 1994 年 11 月以降に湿地*、泥炭地*、サバンナ、自然草原*から人工林*へ転換された場所は認証されない： a) 組織には直接的にも間接的にも転換の責任がなかったという明確にかつ十分な証拠を示すことができる。または b) 転換により管理区画*に明確に多大で追加的、かつ安全で長期*にわたる保全*面でのメリットがもたらされた。および c) 1994 年 11 月以降に人工林*に転換された面積が管理区画*の 5%未満である。 iv. 特定された高い保護価値(HCV)の維持地域*を維持および/または向上させるための管理方策と活動の効果について、組織とは独立した有識者が確認している。	II. 管理指標 A. すべてのサービス 1) すべての生態系サービスについて、以下が保障されている： i. 泥炭地や湿地は排水または増水されず、踏み荒らされるなどの人為的かく乱を受けていない。 ii. 湿地、泥炭地、自然草原、自然林は人工林やその他のいかなる土地利用へも転換されない。 iii. 以下の場合を除き 1994年11月以降に湿地*、泥炭地*、自然草原*、自然林から人工林*へ転換された場所は認証されない： a) 組織には直接的にも間接的にも転換の責任がなかったという明確にかつ十分な証拠を示すことができる。または b) 転換により管理区画*に明確に多大で追加的、かつ安全で長期*にわたる保全*面でのメリットがもたらされた。および サバンナという単語を削除した。また、踏み荒らしによる劣化にも言及した。 iiiの条件（1994年以降に湿地、泥炭地などが人工林に転換された例）は日本ではほぼないと思われるので、削除したほうがよいか。		
---	---	--	--

	c) 1994 年 11 月以降に人工林*に転換された面積が管理区画*の 5%未満である。 iv. 特定された高い保護価値(HCV)の維持地域*を維持および/または向上させるための管理方策と活動の効果について、組織とは独立した有識者が確認している。		
B. 炭素隔離と炭素貯蔵 1) 炭素隔離と炭素貯蔵について広告宣伝を行う場合は、原則 6 と原則 9 の環境価値*の維持のための要求事項に加えて、以下が示されなければならない： i. 生態系サービスの維持と向上についての FSC ガイダンスに従い、森林が炭素貯蔵のために保護されていることが確認されている。 ii. 生態系サービスの維持と向上についての FSC ガイダンスに示されているような森林保護および低影響伐採を含めた活動を通じて、管理活動は森林の炭素貯蔵量を維持、向上または回復*させている。	採用	炭素隔離と貯蔵という項目でありながら、炭素隔離については触れられていない。また、指標の中で言及されている「生態系サービスの維持と向上についてのFSCガイダンス」はまだ未公表。炭素隔離・貯蔵の定量的な効果のモニタリングはかなりの専門的知識を必要とし、手順などは複雑で、独立した炭素クレジット認証制度が存在する(VCS, CCBAなど)ので、FSCとしてどこまでカバーすべきか。いっそのこと削除すべきという意見もある。FSC本部からのガイダンス待ち。	
C. 生物多様性*の保全* 1) 生物多様性*の保全*について広告宣伝を行う場合は、原則 6 と原則 9 における生物多様性*保全*の条項に加えて、以下が示されなければならない： i. 管理活動は以下を維持、向上または回復*させている。 a) 希少種*や危急種*およびそれらの生息域*。これには、これらの存続のための保全地帯、保護区*の設置や、生息域*間の接続性*の確保、その他の直接的な方法を含む。 b) 自然景観の特徴。これには、森林の多様性、構成や構造を含む。 ii. 保全地域網*および管理区画*の外にある保全地域が以下をすべて満たす： a) 管理区画*に存在するすべての環境価値*を代表する。 b) 自然のプロセスを守るのに十分なサイズと機能上の接続性*を持つ。 c) 注目すべき生物種*、希少種*、危急種*の生息域*のすべてが含まれる。 d) 地域の希少種*、危急種*を含む注目すべき生物種*の維持に必要な個体数を支えられるだけの面積または他の適当な生息域との機能上の接続性*がある。	適応 1) 生物多様性*の保全*について広告宣伝を行う場合は、原則 6 と原則 9 における生物多様性*保全*の条項（6. 4, 6. 6, 9. 2, 9. 3）に加えて、以下が示されなければならない： i. 管理活動は以下を維持、向上または回復*させている。 a) 希少種*や危急種*およびそれらの生息域*。これらの存続のための保全地帯、保護区*の設置や、生息域*間の接続性*の確保、自然な周辺環境の維持、その他の直接的な方法を含む。 b) 自然景観の特徴。森林の多様性、構成や構造、多様な生息環境のモザイクを含む。 ii 以下はIGIをそのまま採用。	山体や森林、特に降雨量の多い我が国では多様な構造を持つ森林と自然的な周辺環境の維持が生物多様性を維持しているので、そうした要素を追加し、明確にした。	

iii. 保全地域網*が十分であるかどうかは組織と独立した有識者が確認する。			
D.水源涵養機能 1) 水源涵養機能について広告宣伝を行う場合は、原則 6 の水を保護するための措置や原則 10 の自然災害*の影響を軽減するための措置に加えて以下が示されなければならない： i. 評価(アセスメント)により以下が特定される： a) 恒常的および季節的な湖沼*、河川*、および帯水層*を含む水文学的特徴と接続性。 b) 管理活動によって影響を受ける可能性がある管理区画*内外の地域社会*や先住民民族*の水需要。 c) 水資源が逼迫*・欠乏*している地域。 d) 組織と、他の使用者による水の消費状況。 2) 恒常的および季節的な湖沼*、河川*や帯水層*を維持、向上、または回復*するための措置がとられている。 3) 化学物質、廃棄物*や土壌流出物が、湖沼*、河川*や帯水層*に排出されていない。 4) 水と衛生についての人権に関する国連総会決議の定義に従い、管理活動と方策は水資源への普遍的アクセスを尊重している。	採用		1) i. d)について：ここでいう「水の消費状況」とは、①管理・経営している森林の成長に必要な水の消費量であるならば、組織が評価（把握）するのは相当難しい。②組織等が使用（消費）している水量であるならば、評価が可能な者は当該森林に取水口を持つ飲料水メーカー程度と考えられるが、一般の組織は困難。 （修正案）なお、水の消費状況については、例えば、管理区画内に取水口を設け、消費量が把握できる場合は、評価し、特定すること。
E. 土壌保全 1) 土壌保全について広告宣伝を行う場合は、原則 6 と原則 10 の土壌に関する措置に加えて以下が示されなければならない： i. 薄い土壌、水はけが悪く浸水しやすい土壌、凝固しやすい土壌、不安定で浸食されやすく流出しやすい土壌など、脆弱またはリスクの高い土壌が特定されている。 ii. 土壌の凝固、浸食、土砂災害を少なくする措置が実施されている。 iii. 土壌の肥沃度と安定性を維持、向上、または回復するための管理活動。 iv. 化学物質と廃棄物*は土壌に排出されていない。	採用		
F. レクリエーション機能 規格策定者への指示：規格策定者は、レクリエーション機能について広告宣伝をしようとしている組織が、地元で供給された製品やサービスを優先的に使っていることを保証する指標を構築しなければならない。これは、例えば、職人による			

工芸品や地元産の食品は、他の一般的な選択肢よりも好ましいということである。 レクリエーション機能は多くの場合、組織ではない第三者が提供している。これにより、これらの第三者は、本規格の要求事項に従わなければならない。 1) レクリエーション機能について広告宣伝をする場合、原則 2、原則 5、原則 9 で特定されている、管理活動が社会的価値に与える悪影響を評価、予防、軽減する措置に加えて、以下が示されなければならない： i. 以下を維持、向上、または回復*するための措置がとられている： a) 名所、遺跡、歩道、景観価値の高い地区および文化的または歴史的な地区を含む、レクリエーションと観光に重要な地域 b) 観光の目玉となる種の個体数 ii. 先住民族*と地域社会*の権利、慣習および文化が観光活動によって侵害されていない。 iii. 基準 2.3 に規定されている安全衛生の措置に加え、観光客の安全衛生を守るための措置がとられている。 iv. 安全衛生計画と事故発生率がレクリエーション活動に利用される地域および観光業界の注目する地域で公開されていること。 v. 性別、年齢、人種、宗教、性的指向や障害による差別の防止を実証する活動の要約が示されていること。	レクリエーション機能について広告宣伝をする場合、原則 2、原則 5、原則 9 で特定されている、管理活動が社会的価値に与える悪影響を評価、予防、軽減する措置に加えて、以下が示されなければならない： i. 以下を維持、向上、または回復*するための措置がとられている： a) 名所、遺跡、歩道、景観価値の高い地区および文化的または歴史的な地区を含む、レクリエーションと観光に重要な地域 b) 観光の目玉となる種の個体数 ii. 先住民族*と地域社会*の権利、慣習および文化が観光活動によって侵害されていない。 iii. 基準 2.3 に規定されている安全衛生の措置に加え、観光客の安全衛生を守るための措置がとられている。 iv. 安全衛生計画と事故発生率がレクリエーション活動に利用される地域および観光業界の注目する地域で公開可能*であること。 v. 性別、年齢、人種、宗教、性的指向や障害による差別の予防を実証する活動の要約が示されていること。 vi. 地元で供給された製品やサービスを優先的に使っている	規格策定者への指示に基づき、(vi)で地元の製品やサービスの使用を要求する項目を付け加えた。他は同じ。	1) i. b)について：当該種が置かれている状況によって、対応が異なるのではないか。例えば、ある市町村で、群落として生育している種は当該箇所しかないということであれば、対策が必要と考えられるが、観光の目玉といっても、他の箇所にも見られるものであれば、自然の推移に委ねることも有り得るのではないか。 (修正案) 市町村において貴重な種の個体数 1) iv.について：組織は、登山をはじめとしてレクリエーション活動に利用される地域で発生した全ての事故を把握していない。また、全ての観光業界関係者から注目する地域を把握したり、それに沿った対応するのは困難である。（修正案）安全衛生計画や危険箇所がレクリエーション活動に利用される地域で公開可能であること。 1) v.について：列挙されている事項による差別が原因で、レクリエーション利用ができないというのは考え難く、不要ではないか。 1) vi.について：入札に関して競争を原則とする公的組織が、地元で供給された製品等に限定した入札を行うことは困難。（修正案）地元で供給された製品やサービスを可能であれば優先的に使っている。
---	--	--	--

原則6: 環境価値と環境への影響 組織は、管理区画*の生態系サービス*や環境価値*を維持、保全*および/または回復*し、また環境への悪影響を回避、改善または低減しなければならない。(V4 原則 6)	
規格策定者への指示：規格策定者は、次のように基準 6.1 から 6.3 への指標の流れが維持されるようにしなければならない： 6.1 環境価値の評価。 6.2 評価された環境価値に対する管理活動の環境影響評価。 6.3 環境価値に対する管理活動の悪影響を予防するための効果的な措置の特定と実施。	
6.1 組織は、事業活動により影響を受け得る管理区画*内外の環境価値*を評価、特定しなければならない。評価は、モニタリングを含み、事業特性*に見合った精度で行われ、少なくとも活動が及ぼす潜在的な悪影響を特定し、必要な保全手段を決定するのに十分でなくてはならない。(新規)	- 環境価値と生態系サービスというはやりの言葉をIGIでは使っているが、どう違うかわからず、言葉遊びのようなもの。現場でも使えるよう、わかりやすくすべき。 - 植生などは限られた空間で評価することは可能だろうが、水など空間に限って評価するのは難しいものがある。それがどうやるのか示されていないければ、実行は難しい。管理区画を超えた評価というのは重要だが、実際にどうすればいいのか。 - 環境の接続性は常に考慮すべきで、その考え方は常にもっていなければならない。 - 環境価値と生態系サービスとどう違うのかという話だが、環境価値はそこにあるもので、人間が恩恵を受けているかは関係ない。例えば、湧き水はそれだけで環境価値だが、それを利用する人がいれば生態系サービスと捉えられる。そうした違いの分かるように書いてほしい。 - FSCの歴史のなかで、保護価値の高い森林(HCVF)から高い保護価値(HCV)に変わったが、これは価値が広がり、生態系の基盤になるもの、文化的価値も含めて、生態系サービスが入ってきたのだと思う。今回の改定で生態系サービスという概念が導入されたのは、そうした経緯ではないか。 - 用語集の方では、環境価値の要素を特定して、わかりやすい。ここでも、「環境価値の要素」と書いた方がわかりやすい。ここではレクリエーション機能は含めない方がいいのではないか。 - 評価という場合、どのようなものが想定されるのか？環境価値の評価、特定と書かれているが、特定してから評価するものではないか？語順として、評価、特定ではなく、特定、評価が適当。機能の評価は、第3者により保護状況などが特定されている場合はやりやすいが、そうでない場合はどうするのか。 - ここで要求されているのは、何を取り上げるか、ということ。評価とは書いているが、ここでは主に特定すること。特定されたものの評価は6.2に詳しい。

規格策定者への指示：規格策定者は指標 6.1.1 において組織が使用しなければならない利用可能な最も有効な情報を特定しなければならない。以下は例である： ● 自然状態において環境価値を示す代表的な地域。 ● 現地調査。 ● 環境価値に関するデータベース。 ● 地元や地域の専門家へのコンサルテーション。 ● 先住民族、地域社会、利害関係者*、関心の高い者との慣習に合った*協議*					
IGI #	国際標準指標(IGI)	採用是非	国内指標案	コメント	
6.1.1	管理区画*内の環境価値*および、管理活動により影響を受け得る管理区画外の環境価値*を評価するために利用可能な最も有効な情報*が利用されている。	適応	組織は、<i>利用可能な最も有効な情報*</i>を用いて、<i>管理区画*内の環境価値*</i>および、管理活動により影響を受け得る管理区画外の<i>環境価値*</i>を評価している。評価すべき環境価値には、少なくとも以下のものを含み、評価は定量的でなくてもよい： ● 炭素の隔離・貯蔵機能 ● 生物多様性の保全機能（動植物相、絶滅危惧種または希少動植物の生息状況または可能性） ● 土壌保全機能 ● 水源涵養機能（水質保全機能を含む） ● レクリエーション機能 評価には、以下の情報源を参照できる。種の生息状況、保護の位置付けは、国よりも都道府県、都道府県よりも市町村の情報を優先すること。 ● 日本のレッドデータ検索システム（地方自治体のレッドリスト情報が統合されているサイト） http://www.jpnrdb.com/ ● 環境省生物多様性情報システム（レッドデータブック、自然環境保全基礎調査、生物多様性情報クリアリングハウスメカニズムを含む） http://www.biodic.go.jp/J-IBIS.html ● 公開されている、地方自治体の水質調査結果 ● 地域の大学や研究所 ● 地域の環境保護団体、自然愛護団体またはそうした全国的な団体の支部 ● 論文などの文献 ● 関係者への聞き取り	「利用可能な最も有効な情報」源を特定し、定量的な評価でなくとも構わないことを明記した。環境価値という言葉があいまいなので具体例を挙げてほしいという声から、評価されるべき環境価値を明記した。これらは附則 C 生態系サービスに挙げられていると同じである。環境価値と生態系サービスの違いがはっきりせず、整理したいが、意見を募集中。また、何が現実的で、また意味があるか、要討論。レクリエーション機能は環境価値に含まれるのか？ 6.4.1 で希少種、絶滅危惧種についてはカバーされているが、ここから除くべきか？	● 「利用可能な最も有効な情報」が特定されるのは、重要。CW の NRA をやった際もこうした情報を参考に作り上げていった。その際、自然保護団体の情報も大変参考になった。そうしたデータベースも例として挙げたほうがよい。 ● 種レベル以外の多様性も重要だが、環境省が整えている25,000分の1の植生地図なども利用できる。 ● IGI では細かいことは書いていないが、国内指標案でここまで細かくするのは FSC ジャパンの方針か。書くのであれば、先住民族に関するデータも入れるべき。評価が定量的なものでなくてよいというのは根拠があるのか。わざわざ書かなくてもよいのではないか。 ● FSC ジャパンの方針として、書きすぎると現場でハードルが上がり普及が難しくなるということはあると思うが、環境団体として、審査員の裁量は小さくしたほうがよいと思う。 ● 自然相手のことなので、杓子定規にするというのは無理で、現場で裁量というのは必要。 ● 例示することについては賛成。網羅的でないという心配はあるが、「少なくとも以下のものを含み」という表現でよいのではないか。 ● 「地域の」環境保護団体や研究機関という言い方をしているが、「地域の」と特定すると、全国的組織のデータが入ってこなくなる。バードライフインターナショナルの IPA などは参考になると思うが、これがはじかれてしまうのはおかしい。「地域の」というのは取った方がよいのではないか。 ● 海外の情報も含め、全ての情報を考慮することが重要。 ● 海外の情報は難しい。今の時代、情報があふれている。海外を含めて、ということであればいいが、それを義務として書かれると、山側としては対応が難しい。 ● 環境価値については、用語集で定められているので、それを採用したほうがいい。用語集には、レクリエーションや文化的価値も含まれている。規格策定者の指示にあるように、協議の

					必要が明記されるべき。定量化するのが難しいものがあるので、それはわかる。 ● 例示として挙げられているものとして、レッドデータ検索システムはいつまで続くかわからないものなので、地方自治体のレッドデータを参照の方がよい。生物多様性地域戦略として希少種だけではなく、地域の景観や在来種の情報をまとめたものもあるので、それも参照したらよい。 ● 地域社会 etc との協議というのが重要なので、「engagement」というのを明確に書く必要がある。「聞き取り」では弱い。 ● ここでは特定で、6.2 で評価が要求されている。日本国内の状況に絶対に合わないということではなければ、やはり IGI に忠実にする方がよいのではないか。 ● 国よりも地方自治体の情報を優先させるとあるが、この根拠は？ ● 保護の位置付けで、地域的には絶滅の危機に瀕していても、国としては保護されていないものもある。その場合、地域の情報を優先すべき、という意味。 ● 保護の位置付けに限った話だということがわかりにくい。 ● 決めつけた書き方、紛らわしい言い方を直す必要がある。
6.1.2	<i>環境価値*</i>の評価は以下が可能となるような詳細度と頻度で行われている： 1) 基準 6.2 に従って、特定された <i>環境価値*</i> に対して管理活動が与える影響を評価できる。 2) 基準 6.2 に従って、<i>環境価値*</i> へのリスクが特定できる。 3) 基準 6.3 に従って、<i>環境価値*</i> を保護するために必要な <i>保全*</i> 手段が特定できる。 4) 原則 8 に従って、環境への影響または環境の変化がモニタリングできる。	適応	すべての環境価値の評価はリスクに応じて適切な頻度で見直されている。これらはモニタリングプログラムの一環として行われることが望ましい。 例：定期的なモニタリングに加え、災害発生時、施業後など。 大規模組織では、継続的に積極的な研究調査や専門家への聞き取りを行い、リスク評価とそれに対する対策が取られている。	SIR ガイドラインに基づき、規模で要求レベルを変えた。 環境価値の定期的な評価とは、即ちモニタリングだと考えられるので、それを明記し、位置付けをはっきりさせた。モニタリングの頻度は原則 7 附則 F で特定されるので、それでカバーされている。また、6.2 と 6.3 を参照し、内容自体も重複するので、この指標自体不要とも考えられる。	● IGI では 6.2 と 6.3 の関係が示されているが、国内指標案では落ちている。これでは不都合が出るのではないか。「望ましい」というのは不十分。 ● 6.2 では事前に EIA をする重要性を言っており、ここではその質を要求している。 ● この指標は 6.2, 6.3 と重複しており、特別新しいことは言っていない。削除してもよいのではないか。 ● これは 6.2, 6.3 を通れば自然に通るのではないか。 ● 6.1.2 には、評価と詳細度という概念が入っているので、それが重要なのではないか。 ● この指標は残してほしい。報告書では、詳細としては 6.2, 6.3 参照と書くこともあるかもしれないが、他の基準とのつながりがわかり、どのレベルでのものが求められるかが明確に書かれている指標なので、有用だと考える。

6.2 組織は、活動が与え得る影響事象を規模、強度、リスク等の事業特性毎に抽出し、それにより特定された <i>環境価値*</i> に対する影響度を予測しなければならない。予測は作業開始前に行わなければならない。(V4 基準 6.1)	● before site disturbing activities という原文の訳し方が微妙。 ● 日本語の訳がわかりにくい。Potential impact の特定、評価ということだが、そのまま訳した方がよい。「予測」というと、とてもテクニカルな印象を受け、さらに内容がぼやける。
---	---

規格策定者への指示：規格策定者は管理活動の規模と強度および管理活動が環境価値に与えるリスクに応じて、行うべき環境影響評価の詳細度を特定しなくてはならない。					
IGI #	国際標準指標(IGI)	採用是非	国内指標案	コメント	
6.2.1	環境影響評価*は林分から景観までのレベルの環境価値*に対して、管理活動が現在そして将来的に与え得る影響を特定している。	適応	環境影響評価*は林分から景観までのレベルの環境価値*に対して、管理活動が現在そして将来的に与え得る影響を特定している。影響を評価すべき管理活動には以下のものを含む： - 道路の開設、維持 - 地拵え - 植栽 - 下刈り - 伐採 - 搬出 - 農薬や肥料の使用 - 狩猟や釣り、採集	評価すべき管理活動を例示した。	- 管理活動を例示するよりも、どのような影響があるかを例示した方がわかりやすいと思う。6.2.1 と 6.2.2 で対応させたほうがよい。 （例示されている狩猟や釣り、採集について）狩猟や釣りは、組織とは違う者が持つ権利に基づき行われており、組織が行う管理活動には含まれないと考えられる。 - 植生に影響を与えるシカ等の駆除、採取
6.2.2	環境影響評価*による管理活動の影響の予測（事前評価）および特定は、林地をかく乱する活動の開始前に実施されている。	適応	施業の実施前に施業対象の林地において少なくとも以下の場所の特定と、施業の考えられる影響の評価が行われている。 - 絶滅危惧種を含む、野生動植物の重要な生息場所 - 脆弱な土壌や水辺などの影響を受けやすい場所 - 劣化した場所 - 外来種が侵入している場所	行わなくてはいけない評価項目を具体化した。	- 例示されているものが限定的。環境影響評価という語は重要で、それが残る形で訳してほしい。 - 外来種の定義を確認したい。北海道のカラマツの位置付けは？ - 学術的には明治以降導入されたものが外来種ということになっている。それ以前やいつ導入されたかわからないものは外国由来のものであっても、外来種としては扱わない。 - カラマツは侵略性がないということで認める、という方針になっている。国内移入種であり、日本にあったからといって在来種とは言えない。外来種について、侵略性は監視するべきだが、すべてを排除はできない。 - 箱根で国内在来種であるカエデが入っているが、元々その場所にはなかった種ということで、国内移入種だという議論になっている。自然でも気候の変化などで分布を変えることはあり、遷移で植生も変わるのので、どこまでを移入というかは難しい。
6.2.3	予測（事前評価）で悪影響が発見された時には、事業規模、強度等の改善を行うこと。	棄却（適応）		6.3.1と重複。6.3.1と合体させた。	こちらは事前にということで、6.3.1は施業中ということだと思う。同じではないので、両方とも残してほしい。
6.3 組織は環境価値*に対する悪影響を、その事業特性に応じた範囲で回避し、また悪影響がみられた際には、それを低減、改善するための効果的な手法を特定し、実施しなければならない。(V4 基準 6.1)					- 保全対策について、遷移の問題をどう考えるか。チョウや草原性鳥類は若い林に多いが、遷移に従って減ってくる。 - 難しい問題。具体的な管理方法については決めることはできないので、人工的な作用が必要かどうか、判断に迷った場合は、専門家に聞くということで逃げざるを得ない。現在存

					在する知見を十分参照した上で管理方法を決めているか、というのが要求されている。 日本では里山の生態系は認めている。潜在自然植生とは違っているが、北海道のカラマツなども侵略性がないということで見解を統一してはどうか。議論をまとめて見解を決め、その決定を踏まえて他も決めることが必要。
規格策定者への指示：森林バイオマスエネルギーの需要が拡大すると予想されている場合は、炭素隔離と炭素貯蔵を維持するための森林管理要求事項の精査が必要となるかもしれない。指標 6.3.1 から 6.3.3 では炭素隔離と炭素貯蔵を含む環境価値への影響を回避、軽減、改善することが要求されている。規格策定者は、国内の社会経済状況および環境状況を鑑みた上で、この環境価値について特定の指標が必要かどうか検討することが望ましい。					
IGI #	国際標準指標(IGI)	採用是非	国内指標案	コメント	
6.3.1	管理活動は環境価値*を保護し、悪影響を回避するよう計画、実施されている。	適応	管理活動は環境価値*を保護し、悪影響を回避するよう計画、実施されている。6.2の事前評価で特定された悪影響については、悪影響を回避するための計画の見直しが行われている。	6.2.3 と合体させた。事前評価で悪影響が予想される場合、対処の仕方は様々であり、事業規模、強度の改善に限らない。その場所を避けて施業を行ったりすることも可能。	
6.3.2	管理活動による環境価値*への悪影響は回避されている。	採用	る。		
6.3.3	環境価値*への悪影響が発生した場合は、更なるダメージを与えないよう措置が取られ、悪影響は低減および/または補修されている。	採用			
6.3.4		追加？	バイオマス需要拡大に対応するための指標？	要討論。	- バイオマスについて、針葉樹林ならば普通の伐採の延長という扱いで対応できる。しかし今後、広葉樹の2次林を伐採する可能性が出てくる。広葉樹の2次林を自然林と考えるかどうかで、認証においての扱いが全然違ってくる。切り方の問題で、萌芽更新ができていればいいのか、そういったことも考える必要がある。製紙会社ではどうなっているのか？ - 社有林の認証を取っているが、30－40年生の2次林しか伐っていない。皆伐という伐り方にはなるが、地域とも協議して、面積も限定している。 - 価格が上がればバイオマス需要が上がり、針葉樹の人工林も多く伐られる可能性がある。いきなり伐採量を増やさないような指標が必要。ただ、そうした伐り方をする人ははじめからFSCを取らないかもしれない。 2次林と自然林はかなりはっきり分かれることができるものだと思う。本物の自然林はかなりの時間がかかってできたもので、伐採してしまうと回復に大変時間がかかる。しかし2次林はもともと切られたもので回復も早い。この2つを同列で扱うのはおかしい。線引きが必要だと思う。 - 用語集では、2次林も自然林に入っている。国際的な用語の定義も踏まえた上で討論すべき。 - 時間がたって十分に発達した2次林も自然林だと考えている。

					● 2次林は国際的には自然林と見なされる。ただ、自然林の太いナラの木でも、必ずしも切ったらいけないということではなく、保護価値さえ保たれるのなら、伐ってもよい。問われているのは、更新のしかた。 ● 近年は伐っても植えられない状況が続いている。植えすぎたから自然林に戻すのがいいという声が多く聞かれるが、土地の生産力や将来の用途を考えて言っているのではなく、植えるのが面倒でごまかしているのが大半。林野庁もあえて植えないというのに反対はしていない。しかし、その土地を広葉樹林として使っていくべきかという議論は置き去りで、木材価格が高くなればまた針葉樹を植えるという可能性もある。それに FSC が追従してもいいのか。 ● 沖縄には針葉樹はない。自然林と2次林の違いだが、二次林、自然林については場所によっても全然違う。イタジイという木があるが、沖縄と奄美では成長のしかたが全然違う。沖縄では成長が悪く、奄美では 30-40 年伐期だが、それと同じ速さで伐採することはできない。いかに時間軸で守られるのかということを考えることが必要。 ● 亜熱帯では、少なくとも 5 ha 切った方がよく、それ以下だと更新がままならない。いかに環境価値を保ちながら更新を確実にするか。外来種について、沖縄で有用な樹種はほぼ全て外来種。フクギ、モクマオウなどで、ものによっては 400 年経っている。杓子定規ではなく、もっと動的に考えていくことが重要。
--	--	--	--	--	---

6.4 組織は、管理区画*内に存在する希少種*、危急種*とそれらの生息域*が健全に存続できるよう、保護しなければならない。そのため、当該地域の中に保全地帯*、保護区*を設け、接続性を確保し、希少種や危急種の生存条件を整えなくてはならない。こうした対策を立てる際、希少種と危急種の管理区画を超えた地理的分布と生態的必要条件を考慮しなければならない。(V4 基準 6.2)					
規格策定者への指示：規格策定者は、特定の希少種、危急種グループの保全*措置を国内基準に導入する指標を作成しなくてはならない。主な焦点は、管理区画内の活動により影響を受ける生息域、個体群、および個体の保護である。しかし、適当と思われる場合、規格策定者は、組織が景観レベルの保全*活動との調整を図るよう、国レベルでの指標を作成しなければならない。これは、既に規準文書となっている国内規格の附則 FSC-STD-60-002 3.5 項 (c) に規定される絶滅危惧種リストを補完するものである。 規格策定者は指標 6. 4. 1 において組織が使用しなければならない利用可能な最も有効な情報を特定しなければならない。					
IGI #	国際標準指標(IGI)	採用是非	国内指標案	コメント	
6.4.1	国や地域の希少種*と危急種*リストに記載されている、管理区画*内や隣接地に存在する、または存在する可能性が高い希少種と危急種、およびワシントン条約対象種(該当する場合)とそれらの生息域*は、利用可能な最も有効な情報*に基づき特定されている。	適応	地域に存在する、またはその可能性のある国や地域のレッドリストに記載されている希少種、絶滅危惧種、ワシントン条約対象種、およびそれらの種の典型的な生息場所は特定されている。 評価には、以下の情報源を参照できる。 レッドデータは、国よりも都道府県、都	「利用可能な最も有効な情報」の例を挙げた。しかし、どの情報が一番有用かはケースバイケース。 6.1.1 と重複するので、 6.1.1 の環境価値から絶滅危惧種に関するのを除くべきか。 種の保存法でワシントン条約附属書Ⅰと渡り鳥条約の対象種は国際希少野生動植物種として指定さ	● 「典型的な」という言葉はいらない。「典型的」と入れると、いくつかある中での典型的な場所だけを選べばよいということも考えられる。「地域の」も必要ない。また、こうした形で記載するということなら、先住民族に関するものも入れてほしい。 ● できるだけわかりやすくという形で言葉を変えているのではないか。

			道府県よりも市町村の情報を優先すること。 - 日本のレッドデータ検索システム（地方自治体のレッドリスト情報が統合されているサイト） http://www.jpnrdb.com/ - 環境省生物多様性情報システム（レッドデータブック、自然環境保全基礎調査、生物多様性情報クリアリングハウスメカニズムを含む） http://www.biodic.go.jp/J-IBIS.html - 公開されている、地方自治体の水質調査結果 - 地域の大学や研究所、専門家 - 地域の環境保護団体、自然愛護団体 - またはそうした全国的な団体の支部 - 論文などの文献 - 関係者への聞き取り	れている。しかし、附属書 II, III は含まれない。日本に生息するワシントン条約対象種は少ないが、ツキノワグマはワシントン条約附属書 I の対象種となっている。	「典型的な」という言葉を入れた意図だが、いる可能性が高い希少種、危急種などがあっても、実際に生息を確認するまでは生息地ということにはならない。いる可能性が高いが、まだ確認されていない種の生息地も保全する目的で、「典型的な」と入れた。 - たまたまいるような場所まで特定すると、大変な労力を要する。そこまでしなくてもいいという意味の「典型的」だと解釈した。 - いる可能性はあるが見つからない希少種、危急種を全て特定して、それが見つかる可能性の高い典型的な場所を特定するというのは大変でやってられない。見つかったところだけを保護すればよい。 - IGI と国内指標案で生息域から生息場所と言葉が変わっているが、生息場所と生息域は、ニュアンスが違う。生息域のほうが包括的でよい。 - 動物は移動するが、その範囲を生息域と考えているので、それをはっきりさせたほうがよい。 - 動物には生息、植物には生育という言葉を使う。生息・生育域としたほうがよい。
6.4.2	希少種*と危急種*およびそれらの保全*状態や生息域*に対して、管理活動が与え得る影響が特定されており、それらへの悪影響を回避するように管理活動が工夫されている。	適応	特定された希少種や絶滅危惧種およびそれらの重要な生息場所に対して、管理活動が与え得る影響が特定されており、それらの悪影響を回避するように管理活動が工夫されている。	多少文言を変えたのみ。ほぼ同じ。	Potential Impact の「ポテンシャル」部分が抜けている。これはきちんと国内指標にも反映すべき。「特定される」を削った方がよい。
6.4.3	保全地帯*や保護区*設置、接続性*の確保、および種の回復プログラムのようなより直接的な方法などの取り組みを通じて希少種*、危急種*とそれらの生息域*が保護されている。	適応	特定された希少種や絶滅危惧種について、生息域の保全や保護区の設置、個体数回復プログラムなど、積極的な取り組みが行われている。		
6.4.4	希少種*と危急種*の狩猟、釣り、罟、採取は阻止されている。	採用		日本では鳥獣保護管理法により指定された狩猟鳥獣しか狩猟できないことになっているが、鳥獣保護管理法は鳥類、哺乳類のみ対象。	

6.5 組織は、当該地域を代表する自然生態系*を有する地域*を特定し、保護する。自然生態系地域が未発達の場合は一定の割合を定めた候補地をより自然に近い状態*へと回復*しなければならない。保護・回復に必要な面積や措置は、人工林*内も含め、事業特性に応じ、全体の景観*レベルでの生態系*の価値と保全*状態に見合っていないなければならない。(V4 基準 6.4、10.5 および 2014 年総会動議 7 番)	
規格策定者への指示：規格策定者は、代表的な地域を特定する方法を特定しなければならない。 代表的な地域は、以下のような複数の機能をもつ： - 自然生態系に存在する環境価値を代表し、これにより管理区画内の環境価値と生態系機能の基準となる。指標 6.1.1 に関して、代表的な地域が管理区画内に存在する可能性のある全ての生態系の基準として機能するためには、管理区画外にある代表的な地域を特定する必要があることもある。主に人工林からなる管理区画の場合はこのケースに該当しやすい。 - 環境価値を維持または向上するために、更新情報を含む管理区画内の森林管理情報を提供する。	

● 管理区画内において保全地域網の一部をなす。環境価値を保護、保全するためには、管理区画内の代表的な地域を指定し、回復する必要がある場合もある。保護区、保全地帯、代表的な地域、高い保護価値(HCV)をもつ地域は保全地域網の形成に同じ基準を満たす場合、空間的に重複してもよい。附則 D 参照。					
保全地域網がどのように定義されなければならないか、についての追加情報は附則 D 参照。					
保全地域網は、人間による直接の干渉なしで自然のプロセスが働くほど十分な大きさでなくてはならない。2011 年以降 FSC 指針・規格委員会は FSC 理事会に代わり、国内規格承認プロセスを通してすべての FSC 国内規格に管理区画の 10%という最小閾値を適用してきた。この閾値は FSC-GUI-60-004 (VI-0) EN 、FSC 森林管理規格：構成、内容、および提案される指標の基準 6.2 に記載されている。この文書は 2011 年以降、規格作成グループの鍵となる参考文献となってきた。					
IGI #	国際標準指標(IGI)	採用是非	国内指標案	コメント	
6.5.1	利用可能な最も有効な情報*に基づき、管理区画*内に存在する自然生態系*または自然状況下*では安定して存続する自然生態系が特定されている。	適応	その土地に本来存在する自然生態系または歴史的に長く保たれてきた生態系、及びそれにあたる森林区域が特定されている。特定作業には、実地調査の他、以下の情報源を使用できる。 ● 自然環境保全基礎調査 http://www.vegetation.biodic.go.jp/index.html ● 地域の大学、研究施設や博物館 ● 論文などの文献	日本の場合、提供されているデータに頼らずとも自然林地域の特定は比較的簡単。しかし、2 次林をここで特定されるべき自然林と位置付けるか要討論。潜在自然植生は常緑広葉樹林でも、古くからの利用により落葉広葉樹の雑木林になっているところも多く、人的要素が存在しない前提での潜在自然植生のみを考えるのは不相当と考える。そうした雑木林を考慮に入れ、「歴史的に長く保たれてきた生態系」という言葉を追加した。	
6.5.2	存在する場合は、代表的な自然生態系*地域*として保護されている。	適応	管理区画*内にその土地に本来存在する自然生態系が存在する場合は、代表的な自然生態系*地域*として保護されている。	何を以て自然生態系というのか？2007 年の日本規格では、十分に成熟した二次林のみ自然林と見なすというアプローチをとってきたが、これは見極めが難しい。人工林や二次林が多い日本の認証林で原生状態の森林が存在するところは少ない。また、里山の生態系の消失が叫ばれ、里山特有の動植物が絶滅危惧種として名を連ねる中、絶滅危惧種の保護と原生自然への回復が必ずしも両立しないこともある。人為的要因がかなり入った里山は「代表的な自然生態系」ではないのか、要討論。	
6.5.3	代表的な自然生態系*地域*が存在しない場合や十分に存在しない場合、または代表的な生態系が本来の自然生態系として不適切な場合、管理区画*の一定割合がより自然に近い状態*へ回復*されている。	採用			
6.5.4	代表的な地域*および/または回復*地の面積は、景観*レベルでの生態系*の価値と保全*状態、管理区画*の面積および森林管理の強度に見合っている。	採用			
6.5.5	代表的な地域*とその他の保全地域網*は合計で少なくとも管理区画*の 10%の面積を占めている。	適応	管理区画内の保全地域は管理区画全体の 10%以上を占めている。複数の管理区画から構成される認証林では管理区画ごとに保全地域が 10%以上を占める必要がある。ただし、グループ認証でグループメンバーから管理を委託されて行っている組織は、10%に達しない場合、10%を目標に徐々に保全地域を増やす努力をしている。	これは森林組合など、管理を委託されて行っている組織では、自分で土地を所有しているわけではないので、保護地域を定めることがかなり難しい。	● 10%の保全義務について、大きな林地を一括して管理されているところはいいが、小さな区画が多いところは難しい。吉田本家の場合、一切広葉樹林がなく、広葉樹林を借り、そこをほごするという措置をとった。 ● これは新しい指標か。かなり昔から認証に携わってきたが、10%を特に問題にしたことはなかった。実際問題として、これはかなり重く、10%の根拠もない。PEFC が 10%と言っているの、FSC も張り合っているだけなのではないか。案として書かれているように、目標として設定するのが現実的だと思う。 ● 今までの審査過程で人工林率が 90%というところもあり、そこでは考慮したことがある。

					バッファークゾーンとして広葉樹を導入するという計画の下、それを 10%に含めるとしたことがある。 ● SA の今までの規格では、10%は保全地帯とし、その半分、5%は商業的伐採は行わないという規定がある。自分の認証林の場合、針葉樹の人工林しかなく、広葉樹林がなかったので、広葉樹林を借りてそこを管理することで5%をクリアしている。 ● 生育の悪いところを人工林から広葉樹の混交林を作っていくという話だが、今はシカの被害がひどいので、広葉樹林を作ることは、人工林の造林以上の労力がかかる。 ● 近畿、中部ではもともと商業的にもうかる地力の高い山林を買い足して広がっていった林家が多い。お金になるところしかもともと買っていないので、成長が悪くて広葉樹に変えたほうがいいところなどないところは多い。そうした場所がない場合は努力目標にしておかなくては難しい。 ● 生態系自然保全地域では、コア地域とバッファークゾーンに分けている。前述の 5%、10%というのはその概念に重なってくる。保護と保全という言葉の定義は林野でははっきりしているが、そこはどうか。林野と概念や定義を一致させたほうがよい。 ● 保護すべき対象物がないという認証林もある。自然林の 10%というのだったら問題ないが、全く保護価値がないところもある。そうした場合の逃げ道は作っておきたい。 ● 代表的な自然生態系地域*が存在しない場合や十分に存在しない場合は 6.5.3 でカバーされている。 ● 必ずしも自然生態地域に限らず、6.5.3 の代替地域も含めての 1 割ということで、この閾値にはそれなりに意味があると思う。このまま残しておく方がよい。 ● この 10%という数字が出てきたのはごく最近。現在認証をしているところでも、現在も 10%には届かないところもある。その場合、専門家と相談し、それでも適当とされた場合は可としている。今後、この指標のあり方でそうした CH が認証を続けられるかどうか決まってくる。努力目標でよいのではないか。 ● 努力目標として、10%という数字を残すのが適当かどうか。 ● 本部の流れとして、10%は最低限で、国によってはさらに高い値を設定するという本部の感が出、10%という閾値を削除するのはかなり難しいと考える。閾値の削除について本部を納得させるのは難しい。 ● ある一定の面積の森林の保護を担保するというのが FSC の考え方。
--	--	--	--	--	--

					● 里山の薪炭林なども入るのか、考慮すべき。 ● 目標値は高いが、だからこそ FSC の中で設定する意味がある。林業のための使用が継続できない訳ではなく、回復地も含むということで、10%というのは残してほしい。 ● わざわざグループ認証というのを書きこむ必要はない。除外項目は設けない方がよい。 ● 新しく規格を作る上で、以前のものから後退した印象を受けることは避けたい。FSC の思想を受け止めてもらう、という意味で 10%は残した方がよい。
--	--	--	--	--	--

6.6 組織は、特に生物生息の管理を通し、管理区画[*]内で生存する在来種[*]と遺伝子型[*]の存続を効果的に維持する。例えば、狩猟、釣り、罟猟、採集等を効果的に管理・制御し、生物多様性[*]の消失を防がなければならない。(V4 基準 6.2、6.3)					
規格策定者への指示：規格策定者は国内規格で生息域の特徴についての管理閾値を特定しなければならない。生息域の特徴についての閾値には以下のものが考慮されるべきである： ● 自然林の多様性、構成、構造を維持および回復する木材伐採と造林方法。 ● 伐採地域全域での立木の維持についての閾値とガイドライン。これは、その土地での自然な優占種である代表的な木も含む、個々の立木および枯損木、またはそれらのまとまりやグループ単位でよい。 ● 残材の維持、撤去や他の自然林を代表する他の植生についての閾値とガイドライン。 ● 多様な種類の自然生息域を維持し、断片化を防止し、流域への累積影響を防ぐ、多様な林齢の森林をつくるための、伐採によって開ける面積や同齡林施業の伐採周期についての規制の閾値およびガイドライン。 ● 接続性を確保する伐採のデザイン 規格策定者は、狩猟が種の多様性を脅かしている地域では、以下の指標を国内規格および暫定国内規格に含まなければならない： 6. 6. X 野生生物保護のための仕組みが整っている：動物やその部分の狩猟、貿易に関する国内および/または国際的規制が知られ、順守されていなくてはならない。 6. 6. X 組織の施設や車両での野生動物の肉や銃器の輸送と貿易を禁止・処罰する内部規制。 6. 6. X 狩猟に関する方針が尊重および順守されていることを確かめるための定期的で時間通りの規制システム。 6. 6. X 労働者が野生動物の狩猟または野生の魚の採取を今以上行わないよう、効果的な軽減策がとられている。					● 日本の狩猟行政について、林業者が決められるところは少ない。生息域の環境条件を整えるというのならできるが、動物の狩猟について規制をすることはできない。自分のところで保護していても、撃たれて文句が言えるわけではないので、そこは考えてほしい。 ● 狩猟などの管理とあるが、これはシカなど、増えすぎている動物を減らすということも考えられるのか。 ● 日本全国でシカの食害が問題になっており、鳥獣保護法も鳥獣保護・管理法に改められ、シカの個体数を減らしていかなければならないという方向である。当然、日本国内規格を作るにあたり、そういった方向に沿うものを考えている。 ● 北海道のアイヌ民族も考慮に入れなくてはならない。
IGI #	国際標準指標(IGI)	採用是非	国内指標案	コメント	
6.6.1	管理活動は、管理区画 [*] に所在する自然生態系 [*] に見られる植物群落と生息域の特徴 [*] を維持している。	適応	管理区画 [*] に所在する自然生態系 [*] に見られる植物群落と生息域の特徴 [*] を維持している。これには人工林内に自生している下層植生を含み、施業による下層植生への影響は最小限に抑えられている。	日本で多いのは人工林と二次自然林。二次自然林はそのままのことが多く、この指標があまり問題になることはないと思われる。人工林の場合、「管理区画に所在する自然生態系」に下層植生が考えられる。伐採前の掃除伐(下刈り)で下層植生が一掃され、シカの食害で二度と回復しないということがないよう、下層植生への配慮を指標に付け加えた。	● 主伐後の天然更新による植生は、パイオニア種の場合があり、必ずしも目標とする植生と同じとは限らないこと。また、下層植生へのダメージが大きいのは、シカによる食害であることを踏まえるべきではないか。（修正案）管理区画に所在する自然生態系に見られる植物群落と生息域の特徴を維持している。また、人工林内に自生している下層植生は、施業による影響を最小限に抑えるとともに、シカによる食害が顕著な場合は、必要な対策を講じる。
6.6.2	過去の施業により植物群落または生息域の特徴 [*] が失われてしまっている場合は、それらを回復することを目的とした管理活動が実施されている。	適応	過去の施業により下層植生などの植物群落や生息域の特徴 [*] が失われてしまっている場合は、それらを回復することを目的とした管理活動が実施されている。	下層植生に言及し、注意を促した。	● 常緑の森林であれば、自然植生を維持できるが、落葉広葉樹林では変化する。地域によっては目標とする下層植生もかなり異なる。指標案として具体的に示すべき。

					● 種数は森林によって変わるかもしれないが、少なくとも下層植生を繁茂させる、その第一段階だけは満たすように要求したい。 ● この指標は、施業は環境に悪影響を及ぼすものという前提の下で書かれている。 ● また、自然林は長く放置されればされるほど自然でよいと見なされやすいが、ナラ枯れは放っておけばおくほど悪化していく。そうしたことも考慮が必要。
6.6.3	管理活動により <i>自然生態系*</i> で見られる <i>生息域の特徴*</i> が維持、強化または <i>回復*</i> しており、自然発生の種の多様性とそれらの遺伝的多様性が維持されている。	適応	管理活動により管理区画内の生物多様性は維持・向上されている。	2007 年国内規格草案指標 6.3.2 を参考に言葉を簡略化した。	● 遺伝的多様性の維持というのが国内指標には抜けている。文としては残してほしい。 ● 遺伝的多様性というのは専門家でなくては難しい。地域個体群と書けば、わかりやすいのではないか。
6.6.4	自然発生 <i>在来種*</i> とその種内での多様性、およびその自然分布が維持されるよう、狩猟、釣り、罾猟、採取を管理・制御する効果的な措置がとられている。	採用		罾猟を含む狩猟は鳥獣保護管理法により狩猟鳥獣のみに限られ、行政により一律に厳しく制限されている。現在、獣害が深刻で狩猟を拡大する方向なので、規格策定者への指示にある「狩猟が種の多様性を脅かしている地域」というのは当たらない。	● この指標も狩猟が悪影響をもたらすものという前提がある。日本ではシカの被害の問題があり、狩猟を悪と見なすのは不適當。

6.7 組織は、自然な河川や溪流*、湖沼*と、川岸地帯*との接続性*を保護*または回復*しなければならない。また、事業活動による水質と水量への悪影響を回避し、悪影響があった場合は、これを低減および改善しなければならない。(V4 基準 6.5)					
規格策定者への指示：規格策定者は、以下のものが含まれる保護措置を特定しなければならない。既存の規制および/またはベストプラクティスで十分保護できる場合は、それらを含めてもよい： ● <i>自然な河川・溪流や湖沼、それらの接続性、水中生息域、魚類、無脊椎動物、および他の水生生物種を保護するためのバッファーズーンおよびその他の措置。</i> ● <i>陸生・水生生物種の採餌域、繁殖域、退避域、および水域に必要な落木や落葉を含む、川岸地帯や湖沼の自然植生を保護するための措置。</i> ● <i>自然の限界を超えた温度変化からの保護に十分な、日陰の維持を含む、水の量と質の負の変化の防止策。</i> ● <i>自然の水文学パターンや水の流れを維持するための措置。</i> ● <i>道路の位置、設置、維持と使用からの影響を防止するための措置。</i> ● <i>伐採活動、道路工事、その他の活動による湖沼への土砂の堆積および土壌侵食を防止するための措置。</i> ● <i>化学物質や肥料からの悪影響を防止するための措置。</i>					
IGI #	国際標準指標(IGI)	採用是非	国内指標案	コメント	● 外国の審査員は溪流の上にキャノピーがあることをよく要求してくる。 ● 水の専門家として、水質はよくわかるが、水量はわかりにくい。森林は水を使うものであり、きちんと管理された水源林では、伐採は水に良い影響がある。 ● 道路について、林道と作業道の管理する主体が違い、林家が管理できるのは作業道。要求する措置は、そちらに注目すべき。 ● バッファーズーンについて、FSC の要求する基準と森林経営計画で違いが大きいところなのではないかと思う。どの程度の規模のものを要求しているのか？ ● カナダでは、湖の周りは 1km とか、溪流だと平均樹高と同じ長さといった基準がある。現在我々は 10、20m を目安にしているが、認証機関によってかなり違う。常識の範囲で審査している。 ● 何を守るかのほうが大切。水温か、河川網か。何に対してバッファーを作るかで、水に対してだと上流から何 km という設置の仕方もある。
6.7.1	自然の水域と水辺空間との <i>接続性*</i> の <i>保護*</i> 措置が実施されている。保護対象には水質と水量が含まれる。	適応	自然の水域と水辺空間への保護措置が実施されている。これには、以下のものを含むが、これに限らない。 ● 恒常的な河川・溪流両側及び湖沼周囲のバッファーズーンの設置。 恒常的に水のある河川は、2 万 5	規格策定者への指示を参考に、保護措置の例を追加した。バッファーズーンは地図上、及び現場で表示されるべきか？また、溪流沿いにスギが植えられているところは多く、バッファーズーンであってもそこで	● ここだけやたらと細かいが、もっと IGI を踏襲して一般的にしたらどうか。 ● 水辺のバッファーズーンの保護について、何を守るかが大切なので、なぜ保護するかという根拠を要求する指標を作ったらどうか。バッファーズーンを図面に落とすか落とさないか、その必要性について今まで審査員と現場

			千分の 1 の地図上で青線で表記されているものを目安とする。 - 施業後の残材が谷や沢に流れ込まないよう配慮する。 - 適切な道路の設置なしに車や大型作業機械が沢や溪流を横断しない。 - 道路の設置などにより自然な水の流れを妨げない。 - 作業機械を沢の水で洗わない。 - 農薬や肥料を水辺周辺で使用しない。 - バッファークゾーンでの燃料やオイルの扱いの規制。 - 燃料やオイルの漏れにくい容器での輸送や保管時の漏れ対策。	広葉樹の導入を促すための間伐は認めるべき。	の CH でかなり温度差があったが、これについてはどう考えるか。 - 水辺周辺には、違う生物多様性や生態系があるので、それが基本になっている。どこにバッファークを設置しているかわからないか見るのができるのは重要だと思う。 - 日本では至る所に沢があるが、常時流水のあるところは沢と呼び、1:25,000 の地図で描かれているところにはバッファークゾーンを設定している。 - 昔から、林道や作業道は川沿いに作っていった。また、川沿いは養分がたまり、土が肥えているので、林業でも重要。しかしその場所を保護しなくてはいけないということで衝突した。以前審査をやった際アメリカの審査員と問題になったが、それを解決するためにこれだけ指標が細かくなった。 - できるだけ林道を中腹域にしようとしたが、どうしても川沿いになってしまう。いろいろな議論を経て、反映したのが SA の指標となり、かなり細かくなってしまった。また、川にゴミを捨てないというのは、地域への配慮ということで重要。 - 全て地図に落とすというのは、認証を始めた当時はかなり難しかった。現在は GIS が入っているので、多少やりやすい環境が整っている。
6.7.2	実施されている <i>保護*</i> 措置により水域と水辺空間との <i>接続性*</i> 、水質や水量に対する管理活動の影響が防げていない場合は、 <i>回復*</i> するための活動が実施されている。	適応	以前の管理者や第三者に責任があるものも含め、管理区画内の水域と水辺空間、水質及び水量に劣化が認められる場合、健全な状態に回復するための措置が取られている。	簡素化のため、6.7.2, 6.7.3, 6.7.4 を合体させた。	2,3,4 はすべて違うことを言っているので分けてそのままにした方がよい。
6.7.3	陸上・水域における組織の過去の活動により水域と水辺空間との <i>接続性*</i> 、水質および水量に被害が生じている場合は、 <i>回復*</i> するための活動が実施されている。	棄却（適応）		6.7.2 に組み込んだ	
6.7.4	以前の管理者や第三者による水域の水質と水量の劣化が継続している場合は、この劣化を、回避または低減する措置が取られている。	棄却（適応）		6.7.2 に組み込んだ	

6.8 組織は、 <i>管理区画*</i> 全体の <i>景観*</i> を管理し、多様な樹種、面積、樹齢、空間規模、伐期等様々な林分の配置がモザイク状に維持および/または <i>回復*</i> されるようにしなければならない。これは、 <i>地域の景観的な価値*</i> や、かつ環境、経済上の回復力を向上させるための方策である。-(V4 基準 10.2)					
IGI #	国際標準指標(IGI)	採用是非	国内指標案	コメント	
6.8.1	異なる樹種、面積、樹齢、空間規模、伐期のモザイクが <i>景観*</i> に適切に維持されている。	採用	異なる樹種、面積、樹齢、空間規模、伐期のモザイクを目指し、景観における林分の多様性を維持、向上している。皆伐面積は 10 ha 以下とする。 10ha を超える場合は、正当な理由があり、空間的・時間的に可能な限り対象地を分断し、ひと続きの裸地面積が最小限と成るよう工夫をすること。	6.8.1と6.8.2を合体させた。FSCとして皆伐面積の上限を設けたが、適切か？法律的には、水源かん養、防風、防霧及び魚つき保安林については 20ha 以下、それ以外の保安林については 10ha 以下の伐採面積の上限が保安林ごとに決まっている。保安林指定を受けていない一般の人工林では法的な制限はない。	- かなり面積が重要になる。小規模の場合はあまり対応できないのではないかな。また、国の方針としては 10 ha となっているが、根拠がない。それは今後検証していくべきだと考えている。 - 日本の場合、小規模所有が多様なモザイクになっている。 10 ha が適当かどうかはわからないが、6.5.5で管理区画の10%という話が出てきたが、画一的に10 haというのが気になる。小規模ではかなりの割合となるのではないかな。 - 社有林が認証を取っているが、皆伐面積10 haは地域にとってかなり大きいので、現実にはそれより小さな面積で行っている。 10 ha というのは、大面積をもっているところを焦点としている。これは最大限ということで、必ずしも

					10 ha伐らなくてはいけないということではないので、入れておいた方がよいのではないかと。 ● これは、面積の上限ということ。小規模なところで大規模な皆伐を行うと、林業の継続性が危ぶまれる。継続性については別の部分で規定されているので、そこで担保されていると考える。以前20 ha, 30 ha皆伐しても立派に回復しているところもあるので、10 ha以上だと必ずしもダメと言えないと思う。 ● 特に面積の上限を設定する必要はないと思う。国によって面積はかなり違う。場合によっては10 haでも問題なく回復しているところも多い。IGIで定められていないのに、わざわざ厳しくする必要はない。 ● 皆伐について、尾根のところを残すとか、モザイク的な考慮が必要。海外でユーカリの大面積の植林地などが認証されているが、基準がゆるんでいると思う。しかし、上限はあった方がよいのではないかと。 ● 以前、皆伐面積に制限をかけようとする林野庁とかなり議論し、無制限という結果を勝ち取った。個人的には制限には反対。
6.8.2	異なる樹種、面積、樹齢、空間規模、伐期のモザイクが景観*に適切に維持されていない場合、これは回復*されている。	棄却（適応）		元々そうした多様性の豊かなモザイクがない場合、「回復」というのはおかしい。多様な森林のモザイクを目指し、林分の多様性を維持、向上するということで、6.8.1に組み込んだ。	● これはできれば残してほしい。

6.9 組織は自然林*を人工林*や森林以外の土地利用へ転換させてはならない。また自然林を直接転換して造られた人工林を森林以外の土地利用へ転換させてはならない。ただし以下をすべて満たす場合を除く： a) 管理区画*の面積に対してごく限られた割合*のみに影響する場合 b) 転換によって、管理区画*において明確、かつ大きく、安定した、長期的な自然環境保全*の公益がもたらされる場合 c) 高い保護価値(HCV)を維持または向上するために必要な資源や場所を損なったり、脅かしたりしない場合 (V4 基準 6.10 および 2014 年総会動議 7 番)					
規格策定者への指示：「自然林を直接転換して造られた」というのは、現在人工林である土地が人工林に転換される直前まで自然林だったのならば、森林以外の用途に転換することはできないことを意味する。しかし、人工林の土地が人工林に転換される直前まで森林ではなかった場合は、森林以外の用途に戻ることができる。転換は、基準 1.8 に適合していなくてはならず、FSC 原則と基準、および関連する FSC の指針と規格への長期的な順守を示さなければならない。					
IGI #	国際標準指標(IGI)	採用是非	国内指標案	コメント	
6.9.1	自然林*から人工林*への転換、自然林から森林以外の土地利用への転換、自然林を直接転換して造られた人工林から森林以外の土地利用への転換は行なわれていない。ただし以下をすべて満たす場合は除く： 1) 管理区画*のごく限られた割合*のみに影響する場合。 2) 転換によって、管理区画*において明確かつ大きく、安定した、長期的な自然環境保全*の公益がもたらされる場合。 3) 高い保護価値(HCV)*や、高い保護価値(HCV)を維持または向上するために必要な資源や場所を損なったり、脅かしたりしない場合。	採用		萌芽二次林を自然林と見なすかが問題。現時点ではそうした自然林が人工林に転換されることは少ないが、将来的な可能性はある。FSCの定義では萌芽林は自然林と扱われる可能性が高いが、その扱いをここで明確にしたい。	● 二次林の扱いを審査員の判断にゆだねるのは難しい。環境省が植生自然度という概念で二次林の自然度を7, 8、自然林は9, 10としている。8は100年程度、かなり成熟した萌芽更新林も含まれる。1つの目安として、自然度8は自然林として考えると、そうしたガイドラインがあった方がよい。 ● 環境省が1:25,000の植生図を作成しており、情報としてはかなり有用である。現場では自然林と2次林は群集単位で区別できる。日本の場合、成熟した2次林はあり得ないとする。二次林のミズナラ林とブナ林は完全に違うものとして、環境省でも明確に線引きされている。日本では多様な種がひしめき合っていて、ヨーロッパなど種数が少ないところでは2次林が簡単に自然林のようになるのとは違う。代

					償林の2次林と自然林の2次林はまた違う。自然林という、植生自然度では、9, 10にあたるものとする。自然度8に相当する萌芽二次林、などと書いた方がよいのではないか。 ● 1:25,000の植生図も位置情報がはっきりしていないものもある。 ● 2次林なら転換してもよいという話には国際的にはなっていない。これはFSCの理念や根幹にかかわる事柄であり、国内指標で勝手に解釈を入れていいものだろうか。 IGIのままでいじらない方がよい。 ● 日本の場合、かなり特殊で、熱帯林や北米での議論はそのままは当てはまらない。日本の場合、植栽しないと回復しないこともあり、放っておいたら回復するところとは事情が違う。 ● 環境省の定める自然林とFSCの自然林の定義に齟齬があり、それで議論が混乱している。 FSCの定義によると、2次林も自然林に含まれており、認識を一致させた方がよい。定義を見ると、植栽をしているものでも自然林に含まれる。 ● これまでの林業の歴史では、広葉樹の薪炭林は人工林して扱うのが主流だった。広葉樹を植えたらシカに食べられるだけだが、スギを植えて置いたら自然に攪乱が起きて広葉樹になっている場合も多い。
--	--	--	--	--	--

6.10 1994 年 11 月以降に自然林*を転換して造られた人工林*を含む管理区画*は、通常、認証の対象とはならない。ただし以下のいずれかを満たす場合を除く： a) 組織はその転換に責任がないという明確かつ十分な証拠がある場合。 b) 管理区画*の面積に対してごく限られた割合*のみに影響し、転換によって、管理区画において明確かつ大きく、安定した長期的な自然環境保全*の公益がもたらされている場合。 (V4 基準 10.9)					
IGI #	国際標準指標(IGI)	採用是非	国内指標案	コメント	
6.10.1	利用可能な最も有効な情報*に基づき、1994 年以降の土地利用の転換についての正確な情報が収集されている。	採用		国内で 1994 年 11 月以降に自然林を転換して造られた人工林というのはほとんどない。現時点でこの基準が問題になることはほぼないと考えられる。	
6.10.2	以下の 1)を満たす場合、または 2)および 3)を満たす場合を除き、1994 年 11 月以降に自然林*から人工林*に転換された土地は認証されていない： 1) 組織が、自身は直接的または間接的にその転換に責任がないという明確かつ十分な証拠を示した場合。 2) 転換によって、管理区画*における明確かつ大きな長期的保全*の公益がもたらされている場合。 3) 1994 年 11 月以降に自然林*を転換して造られた人工林*の面積の合計が現在の管理区画*面積の 5%を超えない場合。	採用			

原則 8:モニタリングと評価 組織は、管理区画*の状態、活動の影響及び、管理目的*の達成に向けた進捗状況について、管理活動の規模、強度、リスクに見合ったモニタリングと評価を行われなければならない。そして、モニタリングの結果を見ながら進める現場順応型管理*を実施しなければならない。(V4 原則 8)					
8.1 組織は、管理計画*の方針と管理目的*、検証可能な達成目標*の達成度を含め、活動の進捗状況を基に計画が実施されていることを、モニタリングしなければならない。(新規)					
IGI #	国際標準指標(IGI)	採用是非	国内指標案	コメント	
8.1.1	管理計画*の方針と管理目的*、活動の進捗状況そして検証可能な目標*の達成度を含め、計画が実施されていることをモニタリングするための手順が文書化され、実行されている。	適応	管理計画の実施をモニタリングするための手順が文書化され、実行されている。これには、管理計画に記載されている活動の進捗状況そして指標7.3.1で特定された、管理目的ごとに立てられた検証可能な達成目標*の達成度を含む。	管理計画の方針と目的を取り除いた。方針と目的は直接モニタリングできるものではなく、方針や目的別に立てられた検証可能な目標をモニタリングすることで目的達成のための進捗状況を把握できる。	
		追加	モニタリングの手順・ツールは現場で十分に実行できるものであり、再現可能かつ経年変化を調べるのに適切である。	附則Gの規格策定者への指示に基づく	

8.2 組織は、環境状態の変化、及び管理区画*内で実施されている活動が環境や社会に与える影響を、モニタリングし、評価しなければならない。(V4基準8.2)					
規格策定者への指示：この基準は、3つの異なるカテゴリーのモニタリングを要求するものである。これは、原則 10 で扱われる管理活動の環境への影響、原則 1～5 および原則 9 で扱われる活動の社会的影響、原則 5, 6, 9 で扱われる環境状態の変化である。具体的なモニタリングの要求事項は、附則 G 参照。					
IGI #	国際標準指標(IGI)	採用是非	国内指標案	コメント	
8.2.1	附則Gに従って管理活動が環境と社会に与える影響がモニタリングされている。	適応	8.2.1a 組織は、以下の該当する項目について環境に与える影響を特定できるよう、モニタリングを行っている。 i. 更新活動 ii. 下刈りや伐採も含む施業 iii. 肥料の使用 iv. 農薬の使用 v. 生物的防除*の使用 vi. 自然災害 vii. インフラ整備 viii. 環境保全活動（例えば、劣化した土地の回復プログラムなど） 8.2.1b 組織は、以下の活動の該当する項目について記録を取り、社会に与える影響を特定できるよう、必要に応じて分析を行っている。 i. 違法または未許可の行為 ii. 紛争や苦情、及びその対応と解決 iii. 雇用状況 iv. 労働者の権利、男女平等を含む、職場環境の改善プログラム v. 労働安全衛生に関する取組、活動 vi. 労働者の教育訓練 vii. 労働者の健康 viii. 先住民族及び地域社会との協議	附則Gに沿って環境と社会に関する項目を分け、適当と思われるものを整理した。また、環境の状況の直接的なモニタリングと思われるものは、8.2.2に移動した。 棄却したもの： ● 更新に使用した樹種(10.2) ● 遺伝子組み換え生物の不使用(10.4) 8.2.1b 社会関係のモニタリングの項目について、「モニタリング」が具体的に何を指すのかがわかりにくいので、言葉を変え、項目を整理した。また、環境の状況の直接的なモニタリング(HCVの状況など)と思われるものは、8.2.2に移動した。 棄却したもの： ● 適用される法律*、地域の法律*、国が批准*している国際条約、義務的行動規範への適合 (基準 1.5)：漠然としすぎていてわかりにくいため。 ● 賃金の支払(基準 2.4)：記録があるのは当たり前で、支払のモニタリングとはどういうことかわからない。	● 8.2.1, 8.2.2ともに細かく書かれているが、モニタリングのツールを別文書として整理してはどうか。そうすれば8.2.1, 8.2.2ともに網羅できる。 ● 年次報告書に基づき審査をするが、報告書が基本的にモニタリングになっている。年次報告書に入れられるものは削除し、ここにリストアップしてはどうか。 ● 自分もかなりのモニタリングに関わっているが、例えば猛禽類の生態などのモニタリングはどこに入ってくるのか、わからない。ここまで細かく書くのであれば、そこまで入れたほうがよい。 ● 猛禽類の生態などは、8.2.2に入っている。 ● 先住民族*、地域社会*とそれらの合法的*および慣習的な権利*の特定は棄却されているが、モニタリングが必要なので、これもいれてほしい。 ● このように記載されているのは、附則Gを棄却し、この中に組み込もうという意味か。IGI的にはどうかかわからないが、別紙にしたほうが見やすいかもしれない。そうするのであればそれを明記した形で示されていればよい。 ● 別建てにしようという意見も出ている。この書き方は決定ではない。社会的な影響評価として、8.2.1ii などは、毎日の会話を記録しなければならないという話になるが、なかなか微妙なものがある。

			ix. 先住民族及び地域社会との拘束力のある契約に基づく活動 x. 伝統的知識*や知的財産*の使用 xi. レクリエーションや環境教育、研究調査などの管理区画の非営利目的の使用 xii. 木材伐採量や非木材林産物*の収穫量。これは計画されていた量との比較分析を行う。 xiii. 地元のサービスや製品の利用 xiv. 財務収支	● 先住民族*、地域社会*とそれらの合法的*および慣習的な権利*の特定：特定は一度すればよく、モニタリングは協議などを通してするため。 ● 地域の経済的、社会的発展：漠然としていてわかりにくい。何を指標にすればよいのか。 ● 生態系サービス*の維持、向上、及びそのための活動：漠然としていてわかりにくい。	● この資料を作成する際、附則Gをこの指標の中に組み込んだが、こうした形式にしようという提案というよりも、討論会での使いやすさ、見やすさのほうを考えていた。形式については特別決定されたものではないので、使いやすい形を模索していきたい。 ● また、山村の密な人間関係を背景とし、特別社会的影響評価は行っていないというところも多い。CHも地域社会の一部で、日々のコミュニケーションがコンサルテーションになっているということもある。多くの認証取得者にとって、これだけの社会的項目のモニタリングはかなりハードルが高いものになると予想される。 ● （ivの労働者の権利、男女平等を含む職場環境の改善プログラムについて）「職場環境の改善プログラム」とは、職場環境に関する記録をとり、分析した結果、必要であれば、改善プログラムを作成して、取り組むものと考えられる。（修正案）iv 労働者の権利、男女平等を含む職場環境の状況 ● (xivの財務収支について) ここでは、社会に影響を与えうる組織の活動を列挙している中で、「財務収支」は組織の活動とは考えられないので、不要ではないか。
8.2.2	附則 G に従って環境状態の変化がモニタリングされている。	適応	組織は、以下の環境の状態をモニタリングしている。中・大規模組織の場合は、該当する各項目のモニタリング記録が文書として残されていること。 i. 効果を謳っている生態系サービス*の状況 ii. 基準 6.1 で特定された環境価値*と生態系機能* (基準 6.1)。 iii. 特定された希少種*や絶滅危惧種とそれらの生息域*の状況(基準 6.4) iv. 代表的な地域の保全、回復状況 (基準 6.5)。 v. 自然発生在来種*および生物多様性*の保全、回復*状況(基準 6.6)。 vi. 河川・溪流、湖沼*の状況(基準 6.7)。 vii. 水質(基準 6.7)。これは、地方自治体のデータを参照してもよい。 viii. 周辺の景観の変化* (基準 6.8)。 ix. 土地利用の変化(基準 6.9)。 x. 基準 9.1 で特定された高い保護価値(HCV)*の保全状況 xi. 下層植生の繁茂状況 xii. 施業後の林分における残存木や土壌の状態 xiii. 管理区画内とその周辺における外来種の生息状況	附則Gを参考に簡略化した。各要素に書かれている、「及び保全の取り組みの効果」について、取り組みの効果は環境状態の変化の分析によりわかるものであり、取り組みの効果自体をモニタリングするものではないので、省略した。また、8.3で順応的管理により計画に反映させていくことは要求されているので、ある程度カバーされている。 棄却したもの： -1994年以降に作られた人工林*の状態 (基準 6.10)：いつ造られたかに関わらず、森林全てモニタリング対象であることから。	● 希少種に関する項目は8.2.2に入れられているが、希少種に対する取組を行っているところが多い中、その成果や影響をモニタリングするのは重要ではないのか。 ● 植物は生育というので、生息地だけではなく、生育・生息地という書きかたをしてもらいたい。 ● 自然発生在来種という言葉がわかりにくい。在来種だけでよい。 ● 更新に使用した樹種は、どういう由来のものを使っているかは重要なので、モニタリングすべきなので、棄却すべきではない。 ● 更新に使用した樹種の記録をとらなくてはいけないというのには同意するが、モニタリングは、同じ物を定期的に調査し、経年変化をみるもの。一度植えれば変化のないものをモニタリングするというの無意味なので入れなかった。

			xiv. 林内における廃棄物の残存状況		
			xv. 非木材林産物として利用される資源の状況		

原則 8 附則 G：モニタリング要求事項

規格策定者への指示：モニタリングは、その結果を次の計画の初期段階の意思決定に使用することができるよう、管理計画作成の周期に沿って予定される。原則 7 附則 F 参照。

規格策定者は、モニタリングの手順が長期間にわたって一貫性をもち、複製可能であり、長期にわたる変化を定量化するのに適し、リスクや許容できない影響を特定するのに適切なものとなることを確実にする指標を作成しなければならない。モニタリングは、介入の有無に関わらず、管理区画の状態の変化を含まなくてはならない。これは基準となるデータが存在することを前提としている。

基準 8.1 および 8.2 で実施されたモニタリングに加えて、規格策定者は、以下に列挙されたモニタリング要求事項のうち適当なものを一覧として国内規格および暫定国内規格に含めなければならない。この一覧は、既存の国および地方のモニタリングの枠組みに沿ったものでなくてはならない。

規格策定者は管理活動の特性に応じて、異なる種類の組織ごとに異なる一覧を作成してもよい。

以下は IGI 翻訳のみ。国内指標案は 8.2.1，8.2.2 に示した。

- 2) 8.2.1 のモニタリングは管理活動が環境に与える影響を特定し説明するために十分であり、以下の該当するものを含む：
 - i. 森林更新活動の結果 (基準 10.1)
 - ii. 更新の際の生態的に適合した樹種の使用 (基準 10.2)
 - iii. 管理区画*内外における外来種の侵略性や悪影響 (基準 10.3)
 - iv. 遺伝子組換え生物*の使用がないことを確認するための記録 (基準 10.4)
 - v. 造林活動の結果 (基準 10.5)
 - vi. 肥料*による環境価値*への悪影響 (基準 10.6)
 - vii. 農薬*の使用による悪影響 (基準 10.7)
 - viii. 生物的防除*の使用による悪影響 (基準 10.8)
 - ix. 自然災害*の影響 (基準 10.9)
 - x. インフラ*整備、輸送活動、造林活動が希少種*や危急種*とそれらの生息域*、生態系*、景観的な価値*、水、土壤に与える影響 (基準 10.10)
 - xi. 木材の伐採と搬出が非木材林産物*、環境価値*、販売可能な未利用残材、その他の林産物やサービスに与える影響 (基準 10.11)
 - xii. 環境に配慮した適切な方法での廃棄物*の処理 (基準 10.12)
- 3) 8.2.1 のモニタリングは管理活動が社会に与える影響を特定し表現するために十分であり、以下の関係するものを含む：
 - i. 違法または未許可の行為の証拠 (基準 1.4)。
 - ii. 適用される法律*、地域の法律*、国が批准*している国際条約、義務的行動規範への適合 (基準 1.5)。
 - iii. 紛争*や苦情の解決 (基準 1.6、2.6、4.6)。
 - iv. 労働者*の権利に関するプログラムや活動 (基準 2.1)。
 - v. 男女平等*、セクシャルハラスメント、性別による差別 (基準 2.2)。
 - vi. 労働安全衛生に関するプログラムや活動 (基準 2.3)。
 - vii. 賃金の支払 (基準 2.4)。
 - viii. 労働者*の教育訓練 (基準 2.5)。

- ix. 農薬*が使用されている場合は、農薬に晒される労働者の健康被害 (基準 2.5、10.7)。
- x. 先住民族*、地域社会*とそれらの合法的*および慣習的な権利*の特定 (基準 3.1、4.1)。
- xi. 拘束力のある契約*条件の完全なる履行 (基準 3.2、4.2)。
- xii. 先住民族*および地域社会*との関係 (基準 3.2、3.3、4.2)。
- xiii. 先住民族*と地域社会*にとって文化的、生態的、経済的、宗教的、または精神的に特別な意味を持つ場所の保護* (基準 3.5、4.7)。
- xiv. 伝統的知識*や知的財産*の使用(基準 3.6、4.8)。
- xv. 地域の経済的、社会的発展 (基準 4.2、4.3、4.4、4.5)。
- xvi. 多様な林産物や便益の生産 (基準 5.1)。
- xvii. 生態系サービス*の維持、向上 (基準 5.1)。
- xviii. 生態系サービス*の維持、向上とそのための活動 (基準 5.1)。
- xix. 計画されていた年間木材伐採量や非木材林産物*の年間収穫量と実際の伐採量、収穫量の比較 (基準 5.2)。
- xx. 地元の加工施設、サービス、付加価値づけ施設・サービスの利用 (基準 5.4)。
- xxi. 長期的な経済的な継続性* (基準 5.5)。
- xxii. 基準 9.1 で特定された高い保護価値(HCV)*5 と 6。

4) 8.2.2 のモニタリング手順は環境状態の変化を特定し表現するために十分であり、以下の関係するものを含む：

- xxiii. 生態系サービス*の維持および/または向上(基準 5.2) (組織が生態系サービスの提供について FSC 商標を用いた広告宣伝用の主張をするか、生態系サービスの提供に関して料金を徴収している場合)。
- xxiv. 炭素隔離と炭素固定を含む環境価値*と生態系機能* (基準 6.1)。環境価値に対する悪影響を回避、低減、補修するための取り組みの効果も含む (基準 6.3)
- xxv. 希少種*と危急種*、またそれらとそれらの生息域*を保護する活動の効果 (基準 6.4)
- xxvi. 代表的な地域*とそれを保全、回復*するための取り組みの効果 (基準 6.5)。
- xxvii. 自然発生在来種*および生物多様性*とそれらを保全、回復*するための取り組みの効果 (基準 6.6)。
- xxviii. 河川・溪流、湖沼*、水質と水量とそれらを保全、回復*するための取り組みの効果 (基準 6.7)。
- xxix. 景観的な価値*とそれを維持、回復*するための取り組みの効果(基準 6.8)。
- xxx. 自然林*から人工林*または森林以外の土地利用への転換 (基準 6.9)。
- xxxi. 1994 年以降に作られた人工林*の状態 (基準 6.10)。
- xxxii. 基準 9.1 で特定された高い保護価値(HCV)*1 から 4 とそれを維持および/または向上するための活動の効果。

8.3組織は、モニタリングと評価の結果を分析し、この分析結果を順次計画過程に反映させなければならない。(V4基準8.4)					
IGI #	国際標準指標(IGI)	採用是非	国内指標案	コメント	
8.3.1	順応的管理*手順が実施されており、定期的な管理計画*過程やその結果となる管理計画書にモニタリング結果が反映されている。	適応	モニタリング結果は定期的に分析され、管理計画作成の際に考慮、反映されている。 注：分析をするのに十分な結果がまだ集まっていない場合は、いつ頃から分析を始めるか計画されている。	順応的管理という言葉を削除したが、これは、モニタリング結果を分析し、計画に反映させるプロセスそのものが順応的管理であるため。 モニタリングを行い、記録はとっていてもそのままというところも多い。分析されて初めて意味があるので、分析という要求を付け加えた。モニタリング途中でありまだ結果を集めているという段階が何年も続いていることがよくあるが、結果が集まっているのにまだ分析をしていない状況は避けるべきなので、注を加えた。	● 順応的管理という言葉削除したい気持ちはわかるが、順応的管理はいつでも始められ、いつもやってなくてはいけないもの。注でモニタリングが集まっていない場合について触れているが、順応的管理はそうした場合でもやらなくてはいけないものなので、残した方がいい。 ● 山の現場のモニタリングはかなり難しく、認証取得者にとっては簡単な要求ではない。 ● ここに書かれていることは今出している報告と大差ないので問題ない。
8.3.2	モニタリング結果が本規格の要求事項に対する不適合を示した場合、管理目的*、検証可能な目標*および/または管理活動が修正されている。	適応	モニタリングにより特定された問題やFSCの要求事項に対する不適合は適切に対処されており、モニタリング結果を反映させて、達成目標を含む森林管理計画を修正している。	モニタリングの結果に合わせて管理目的を変えるのは疑問なので、管理目的の修正は削除した。	

8.4 組織は、機密情報*を除くモニタリング結果の概要を作成し、無償で公開しなければならない。(V4基準8.5)					
規格策定者への指示：この基準の意図は、モニタリング結果の概要の作成にかかる事務上の負担を最小限に抑えることと、総合的な情報が提供されることを保証することとのバランスを取ることである。事務負担が軽くなるならば、すべてのモニタリング結果を提示することも可能である。機密情報の例は基準 7.5 の規格策定者への指示にて示されている。					
IGI #	国際標準指標(IGI)	採用是非	国内指標案	コメント	
8.4.1	利害関係者にとって分かりやすい形式で、附則 G に従い、地図を含み、機密情報*を除いたモニタリング結果の概要が無償で公開*されている。	適応	機密情報を除き、利害関係者にとってわかりやすいようにまとめたモニタリング結果の概要を無償で公開している。	よくあるのがモニタリング結果を分析もまとめもせずに、蓄積だけしているケースである。わかりやすい形にまとめることが重要。	● 用語集にある機密情報の説明や定義だけでは足りない。希少種、貴重種の情報は公開しないが、そうしたこともわかるように書いてほしい。

8.5 組織は、管理区画*から生産された全ての林産物のうち、管理活動の規模、強度、リスクに応じてFSC認証製品として市販されるものについては、生産場所と生産量追跡しなければならない。(V4基準8.3)					● 規模の大きなところだと問題になる可能性はある。
IGI #	国際標準指標(IGI)	採用是非	国内指標案	コメント	
8.5.1	FSC認証製品として販売するすべての林産物を追跡する仕組みが実施されている。	適応	FSC認証製品として販売するすべての林産物について、収穫されたFSC認証林から販売先に所有権が移るまでのトレーサビリティが確保されている。	「追跡」と書くと、まるで最終製品まで追跡しなくてはならないような誤解を生じる恐れがあるので、どこまでかを明確にした。トレーサビリティをどこまで求めるかは課題。木材市場での取引が多い我が国の認証材普及という観点から、そこまで踏み込み意味があるが、現実的な対応は難しい。	
8.5.2	販売されたすべての林産物について、以下の情報を含む書類が残されている： 1) 樹種の一般名および学名 2) 製品名または製品の記述 3) 製品の材積(または数量) 4) 伐採区画まで材を追跡するための情報。 5) 伐採日 6) 林内で簡単な加工が行なわれる場合は、加工日と加工量 7) FSC 認証製品として販売されたか	適応	販売されたすべての林産物について、以下の情報を含む書類が残されている： 1) 樹種の正式名称（例：マツではなく、アカマツ、クロマツなど） 2) 製品名または製品の記述 3) 製品の材積(または数量) 4) 伐採区画まで材を追跡するための情報 5) 伐採期間/時期 6) 林内で簡単な加工が行なわれる場合は、加工日と加工量	国際的には違法木材対策の面からも樹種の学名は求められているが、日本国内での流通がほとんど、一般名で区別され通じる世界である。また、一般名と学名が1対1対応できるので、海外のように一般名が複数の樹種を指すこともあまりなく、学名を書く意味もあまりない。 伐採日は難しいという認証取得者からの声があり、伐採期間/時期とした。	● 学名を取るという指標案になっているが、学名はあった方がいいと思う。 ● 「販売された」という表現になっているが、無料で引き渡している場合も、それも入るのか。「所有権が移る」というような書き方にはできないか。 ● IGIでは規定している「伐採日」は、特定することが難しいことから、「伐採期間／時期」としているのと同様に、林内での簡単な加工（玉切り）を特定することも難しいと史料。(修正案) 6) 林内で

			7) FSC認証製品として販売されたか		簡単な加工が行われる場合は、加工期間／時期と その内容。
8.5.3	FSC 表示を伴って販売されたすべての製品につい て、少なくとも以下の情報を含む請求書または類似 書類が 5 年以上保管されている： 1) 購入者の名前および所在地 2) 販売日 3) 樹種の一般名および学名 4) 製品の記述 5) 販売された製品の体積(または数量) 6) 認証番号 7) FSC 製品として販売されたことを示す「FSC 100%」という FSC 表示	適応	FSC 表示を伴って販売されたすべての製品につ いて、少なくとも以下の情報を含む請求書 または類似書類が 5 年以上保管されている： 1) 購入者の名前 2) 販売日 3) 樹種の正式名称 4) 製品の記述 5) 販売された製品の体積(または数量) 6) 認証番号 7) FSC製品として販売されたことを示す 「FSC 100%」というFSC表示	樹種については同上。 購入者の所在地については、得意先の場合、請 求書などにいちいち記載しないというところが多 い。日本の商習慣上不要と考え、削除した。	● 購入者の所在地が落とされているが、これは入れ たほうがよい。
8.5.4	FSC 商標を使用する際は商標使用に関する FSC 規 格(FSC-STD-50-001)に従っている。	追加		FSC商標使用についての規格への順守は、ここ に記載しなくても認証機関は確認しなくてはな らないが、忘れないようここに追加した。	

原則9:高い保護価値 組織は、予防手段を用いて、管理区画内の高い保護価値(HCV)*を特定し、それらの維持および/または向上しなければならない。(V4 原則 9)	● それらの維持 → それらを維持 「それらの」を残す場合、向上しなければ → 向 上を図らねば
規格策定者への指示：規格策定者は、国ごとに高い保護価値の特定、管理およびモニタリングのツールである、国内 HCV 枠組み文書を作成しなければならない。 国別の HCV 枠組みを作成する場合、規格策定者は、以下の事項を考慮しなければならない： ● <i>HCV リソースネットワークによって開発された「高い保護価値の特定のための一般ガイダンス」(FSC のウェブサイト上で利用可能)</i> ● <i>FSC のウェブサイト上で利用可能な SLIMF 用の FSC マニュアル(FSC のウェブサイト上で利用可能)</i> ● <i>下の附則 H</i> ● <i>FSC 本部によって現在開発中の HCV 管理ガイダンス</i> 規格策定者は国内規格および暫定国内規格の中で、管理区画内の HCV を特定、およびその HCV の保護のための管理方策を策定する際に、国ごとの HCV 枠組みがどのように使用 されなければならないかを明確にしなければならない。 規格策定者および組織は HCV の特定の際、利用可能な最も有効な情報を使わなくてはならない。これには、以下のものが含まれる： ● <i>管理区画の HCV 調査。</i> ● <i>関連するデータベースや地図。</i> ● <i>地域や地元の専門家へのコンサルテーション。</i> ● <i>他の利用可能な情報源。</i> ● <i>組織とは独立した有識者による結果の検証。</i> 規格策定者は、予防手段原則を適用する指標を作成しなければならない。予防手段は、高い保護価値は極めて重要、根本的、重大、または貴重で、よって高い保護価値への脅 威は、深刻または回復不可能な損害を与えるものだと考えるものである。 規格策定者は国別の HCV 枠組みを作成する際にも予防手段の原則を適用しなければならない。	● HCV 同士のコンフリクトということがあり得 る。例えば、HCV5, 6 は利用が前提となってい るが、同じ森が生態系価値で保護されなくて ならないという例があり得る。現在、木曽ヒ ノキの保護に携わっているが、生態的に重要 地域で、それに手を付けるべきではないとい う考え方と、文化的な利用価値を守るべきと いう意見が衝突し、決めるのは難しい。 ● 利用していくからこそその森林を残していく という考え方は HCV の中には入っているが、確 かに概念の衝突はあり得る。FSC は議論をしつ つ、妥協点を探っていくというやり方で、こ うした規格もその妥協の産物。合意形成のプ ロセスさえきちんとされていればよく、特別 方針としてこちらで決めることはできない。 ● 国内 HCV 枠組み文書において法令について記 載する際には、様々な法律がある中で改正が 頻繁に行われることにも考慮した方がよい。 また、地域レベルで定められた地方自治体の 条例も踏まえる必要があるが、それを網羅す るのは難しい。
9.1 組織は、管理区画内における以下に挙げる高い保護価値(HCV)*の存在および状態を評価、特定し、記録しなければならない。この場合、利害関係者*と関 心の高い者*との協議*や、他の方法や情報源を通し、管理活動の規模、強度、リスク、及び高い保護価値が存在する可能性に応じて行うこととする。：	● HCV4 について、日本の法的な位置付けとの関 係で、保安林はどういう扱いになるのか。

HCV 1 – 種の多様性: 全世界、地域あるいは国家的に重要*とされる固有種、希少種*、危急種*または絶滅危惧種を含む生物多様性*が集中して認められる地域。 HCV 2 – 景観*レベルでの生態系*とモザイク:自然発生種のほとんどが豊富にあり、本来の分布域存在している。世界的、地域あるいは国家的に重要*とされる原生林景観*、大規模な景観レベルの生態系*と生態系のモザイク。 HCV 3 – 生態系*および生息域*: 希少*または危急*、絶滅の危機に瀕している生態系*、生息域*もしくはレフュジア(退避地)*が認めらる地域。 HCV 4 –危機的状況における生態系サービス*: 脆弱な土壌や斜面の浸食の防止集水域の保護など危機的状況において重要な基本的な生態系サービス*。 HCV 5 – 地域社会*の基本ニーズ:地域社会あるいは先住民族の基本的需要(生活、健康、食料、水など)に欠かせない場所と資源。 HCV 6 – 文化的価値: 文化的、精神的、生態学的、経済的に地域社会あるいは先住民族にとり非常に重要として認められ、利害関係者との協議*により特定された、世界的もしくは国家的に重要な場所、資源、生息域や景観。 (V4 基準 9.1 および 2014 年総会動議 7 番)	● 保安林はいい加減で該当するものもしないものもある。 ● 「危機的な状況」というのがよくわからない。災害防止は生態系サービスの一部なので、環境省も扱っていく方向になっているが、例えば、災害が起きた際、最も重要なのは水の供給だが、そうした機能も含まれるのか。 ● もとものの英語原文ではcritical ecosystem serviceという言葉であり、criticalを「重要な」と訳すか、「危機的な状況」と訳すかでかなり変わってくる。災害防止、ということが主な焦点だと思うが、災害が起きた際ということも広い意味で入ってくるのではないか。 ● critical はかけがえのないというぐらい重要という意味ではないか。用語集ではきちんと説明されているが、「危機的な状況」と訳すのは解釈が大きい。もっと工夫が必要で、考慮すべき。「不可欠な」「かけがえのない」など。 ● ウェブ上で公開されている IGI 翻訳と違うが、統一すべき。 ● 翻訳は討論するたび、新しい人が議論に加わる度に毎回変わってくる。専門的な指摘の他、文章の好みの問題もある。それをひとつひとつ反映し、ウェブ上に常に最新の状態にしておくのは難しい。 ● HCV の 5 と 6 の違いがよくわからない。規模や管理活動に関わらず、守るべきものは守るべきだと考える。管理も、その価値を破壊するものでなければ、許されるべき。価値の維持向上が保障されているのであれば、よしとすべき。 ● はやりの言葉、おしゃれな言葉を使うのは理論上はいいが、現場ではやりにくい。多少泥臭くてもわかりやすい言葉を使いたい。 ● 環境省では生態系サービスという言葉を使っているが、林業では多面的機能という言葉のほうが一般的。そちらのほうが林家にはわかりやすいと思う。 ● こうした基準は現場の者にも読ませなければ意味がないので、現場の人間でもわかる言葉を使いたい。 ● 公益的機能という言葉もある。 ● 公益的機能という言葉は、木材生産に対して、その他の機能という意味ではじめ使われた。今はその線引きは薄れているかもしれないが、基本的に木材生産を除いた機能である。世界的には生態系サービスということが
---	--

					通りがいいのかもしれないが、日本ではどうするか、議論したほうがよい。 ● 原文が英語であれば、それに基づいて審査をしている。日本語訳としてどちらがいいかというのは議論していただいて構わないが、審査をする時は原文に即した形で行いたい。
IGI #	国際標準指標(IGI)	採用是非	国内指標案	コメント	
9.1.1	利用可能な最も有効な情報*を用い、基準 9.1 で定義されている HCV1～HCV6 の高い保護価値(HCV)*の場所と状態、またその価値が依存する高い保護価値(HCV)の維持地域*とその状態を記録するための評価が完了している。	適応	HCV ガイドラインに従い、HCV1～6 の高い保護価値(HCV)をもつ場所と地域、及びその価値と状態の評価が完了しており、記録されている。 注：この評価で HCV が特定されなかった場合、基準 9.2～9.4 は不該当とする。	作成中の HCV ガイドラインには、使用できる情報源や優先順位についても記載する予定。	● 注は必要ないと考える。
9.1.2	評価には、利害関係者*および高い保護価値(HCV)*の保全*に高い関心をもつ者*との慣習に合った*方法での協議*から得られた結果が用いられている。	適応	評価には、利害関係者及び関心の高い者、有識者との協議やコンサルテーションから得られた結果が用いられている。	言葉を簡素化した。	● 慣習に合った方法での協議、というのが抜けているので、残してほしい。 ● 原文に engagement とあるので、慣習に合った方法、というのをわかるような書き方にしてほしい。
9.1.3	特定されたHCVの場所、エリアは地図に明記されている。	追加			
9.1.4	9.1.1及び9.1.2に従い評価した結果HCVが特定されなかった場合も含め、HCVの評価は5年に1度は見直されている。	追加		一度やった HCV 評価で特定されなかったという結果を何年も見直さずにいることを防ぐため、指標を追加した。	

9.2 組織は、利害関係者*や関心の高い者*、専門家との協議*により特定された高い保護価値(HCV)*の維持および/または向上させる効果的な方策を策定しなければならない。(V4 基準 9.2)					
IGI #	国際標準指標(IGI)	採用是非	国内指標案	コメント	
9.2.1	利用可能な最も有効な情報*を用い、高い保護価値(HCV)*への脅威が特定されている。	採用			
9.2.2	特定された高い保護価値(HCV)*を維持および/または向上させ、高い保護価値(HCV)の維持地域*を支えるため、価値を損なう可能性のある管理活動が行われる前に、管理方策と活動計画が策定されている。	採用			
9.2.3	特定された高い保護価値(HCV)*を維持および/または向上させるための管理方策と活動計画の策定は、利害関係者*、関心の高い者*および専門家との協議*により行われている。	採用			
9.2.4	策定された方策は高い保護価値(HCV)*の維持および/または向上に効果的である。	適応	策定された方策は、9.2.1 で特定された脅威への対応策として適切であり、脅威の規模やリスクに見合っている。また、科学的な情報が不十分もしくは確実でない場合や、高い保護価値(HCV)*の脆弱性が不明な場合においても、予防手段として適切である。	初めから策定された方策が効果的かどうかはわからない。効果はモニタリングで評価され、順応的管理を通して向上していくもの。9.4.4 参照。初めから効果的でない方策を作る者などいない。	

9.3 組織は、特定された高い保護価値(HCV)*を維持および/または向上させるための方策と活動計画を実施しなければならない。これらの方策と取り組みは予防手段*も含め、活動の規模・強度・リスクに応じて実施しなければならない。(V4 基準 9.3)					
IGI #	国際標準指標(IGI)	採用是非	国内指標案	コメント	
9.3.1	策定された方策の実施により、高い保護価値(HCV)*とそれらが依存する高い保護価値(HCV)をもつ地域*は維持されているおよび/または向上している。	採用		SIR ガイドで規模別の指標が求められているが、日本では当てはまらない例がほとんど。 高い保護価値の保護については、高保護価値の規模やリスクが主体で、林業事業体等の組織の管理活動の規模・強度・リスクとの関わりは薄い。どんな組織でも守るべきものは守るべき。	● 海外では、森林に残されている文化的構造物は保護しなくてはいけないということになっている。HCV5、6 について議論が今後重要になってくる。
9.3.2	科学的な情報が不十分もしくは確実でない場合や、高い保護価値(HCV)*の脆弱性や繊細さが不明な場合においても、策定された方策と活動が高い保護価値(HCV)*が損なわれることを防ぎ、リスクを回避している。	採用			● 日本語としてわかりにくい。 ● 根拠がはっきりしなくても、とりあえず十分な保護措置を取らなくてはいけないということ。リスク回避しなくてはいけないという予防的措置。 ● 相手がわからないと方策がわからないので、この指標はあまり意味がないのではないか。
9.3.3	高い保護価値(HCV)*を損なう活動は即時中止され、高い保護価値(HCV)を回復*、保護する措置が取られている。	採用			

9.4 組織は、高い保護価値(HCV)*が確実に守られるよう、その状態の変化を評価するための定期的なモニタリングを行い、管理方策に反映していかなければならない。また、モニタリングは、管理活動の特性に見合い、利害関係者*、関心の高い者*、および専門家との協議*により推進しなければならない。(V4 基準 9.4)					
IGI #	国際標準指標(IGI)	採用是非	国内指標案	コメント	
9.4.1	定期的なモニタリングプログラムには以下の評価が含まれている： 1) 方策の実施。	適応	モニタリングプログラムは以下の内容が含まれる： 1) モニタリングの具体的方法と頻度の特定 2) 保護方策の実施記録	モニタリングについては原則 8 とだぶるが、まずは具体的方法と頻度を特定すべきなので、その項目を追加した。	● IGIに、Fully maintainとあるが、これを忠実に訳してもらいたい。 ● 原文を大事にはするが、現場で理解されやすいよう、それを直していくことが必要。どこかで妥協し

	2) 高い保護価値(HCV)*とそれらが依存する高い保護価値(HCV)の維持地域*の状態。 3) 高い保護価値(HCV)*を完全に維持および/または向上させるための管理方策と保護*の取り組みの効果。		3) HCV とそれをもつ地域の状態の評価 4) HCV の維持・向上に対する保護方策の効果の評価		ながら現場が使えるようにしていかななくてはいけない。
9.4.2	モニタリングプログラムは、利害関係者*、関心の高い者*および専門家との協議*を含む。	採用		SIRガイドラインでは、規模によって要求を変えることが提案されているが、高保護価値について事業者の規模は関係ないと考え、そのまま採用とした。	
9.4.3	モニタリングプログラムは、初回の評価とそれぞれの高い保護価値(HCV)*の特定された状態と比較し、高い保護価値(HCV)*の変化を発見するのに十分な範囲、詳細さ、頻度で行われている。	適応	モニタリングプログラムは初回の評価とそれぞれのHCVへの脅威を鑑み、HCVの変化を発見するのに十分な範囲、詳細さ、頻度で行われている。		
9.4.4	モニタリングまたはその他の新たな情報により、高い保護価値(HCV)*の維持および/または向上のために、管理方策と活動は十分でないと示された場合、これらの方策と活動計画は修正されている。	採用			
9.4.5	モニタリング記録は保管されている。	追加			

原則9 附則H: 高い保護価値(HCV)を維持するための戦略

規格策定者への指示：規格策定者は、高い保護価値を維持するための指標の策定に、次の方策を考慮しなければならない：

高い保護価値を維持するための方策は、必ずしも伐採を排除するものではない。しかし、高い保護価値を維持するための唯一の方法が、そうした価値を支える地域の保護ということもある。

HCV 1 - 保護区、伐採指示、および/または危急種、絶滅危急種、固有種、生物多様性の集中地やそれらが依存する生態系コミュニティや生息域を保護するための他の保護方策。そうした多様な生物の分布、健全さ、質、生息域の活力、種の出現率などの低下を防ぐのに十分なもの。生態系の改善を目標とする場合は、そうした種の生息域の造成、拡大、および/または回復のための措置。

HCV 2 - 森林生態系の範囲および原生さや、指標動植物種、キーストーン種、および/または大規模な原生林の生態系に関連したギルドを含む生物多様性濃度の存続能力を維持する方策。例としては、保護区と開発保留区域が含まれ、開発保留となっていない地域での商業活動は禁止されていないものの、森林構造、動植物相、更新、および攪乱パターンを常に維持する、低強度の施業のみに制限される。生態系の改善を目標とする場合は、森林生態系とその健全性、および自然の生物多様性を支える生息域を回復・再接続する対策が見られること。

HCV 3 - 希少な、または脅かされている生態系、生息域、またはレフュジア (退避地) の範囲および健全さを全面的に維持するための方策。生態系の改善を目標とする場合は、希少な、または脅かされている生態系、生息域、またはレフュジアを再生または造成する措置が取られていること。

HCV 4 - 管理区画内、またはその下流にある地域社会にとって重要な集水域、および特に不安定または浸食を受けやすい管理区画内のエリアを保護する方策。例としては、集水域、上流地域と傾斜地域を保護するための保護区の設置、伐採施業の方法、化学物質の使用制限、および/または道路の建設と維持管理方法が含まれる。生態系の改善を目標とする場合は、水の質と量を回復する対策がとられていること。特定された HCV4 の生態系サービスに気候の調節が含まれる場合、炭素隔離と貯蔵を強化または維持する方策が見られること。

HCV 5 - 地域社会や先住民族の代表者やメンバーと協力して作成された、地域社会および/または先住民族の管理区画に関連するニーズを保護する方策。

HCV 6 - 地域社会や先住民族の代表者やメンバーと協力して作成された、文化的価値を保護する方策。